

群馬県議会時報

第 73 卷 令和4年第3回後期定例会



令和5年県議会新春交流会

群馬県議会事務局

— 目 次 —

議 会 の 動 き

議 会 日 誌	1
第3回後定期例会	3
知事の提案説明	3
質疑・一般質問	6
委員会・委員長報告	11
議員表彰	18
議案審議状況	21
議決事件概要及び結果	22
可決された議員・委員会提出議案	30
請願の議決結果	51
請願の委員会別審査状況	52
閉会中継続審査（調査）特定事件	55
委員会委員名簿	58
議席一覧表	59
議長閉会のあいさつ	60

委 員 会 活 動

議会運営委員会県外調査	62
図書広報委員会県外調査	66
議会基本条例推進委員会県外調査	71
選挙区等検討委員会県外調査	76
第54回沖縄「群馬之塔」慰霊祭	82
議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～	83

〈表紙写真〉「令和5年県議会新春交流会」

県議会主催の新春交流会が1月6日（金）に県庁舎1階県民ホールで開催され、県議会議員、県選出国會議員、山本知事をはじめとした県執行部、市町村長、各団体の関係者の皆さまなど約240人が参加し、新年を祝いました。

議 会 の 動 き

議 会 日 誌

月 日	曜	行 事
11月1日	火	県外調査（議会運営委員会）（図書広報委員会）
2日	水	” （ ” ）（ ” ）
10日	木	県外調査（基本条例推進委員会）
11日	金	” （ ” ）
17日	木	議会運営委員会 調整日
24日	木	議会運営委員会 第3回後期定例会本会議（開会・提案説明）
25日	金	議案調査
26日	⊕	
27日	⊖	
28日	月	議案調査
29日	火	本会議（質疑及び一般質問）
30日	水	議会運営委員会 本会議（提案説明・質疑及び一般質問）
12月1日	木	議案調査
2日	金	本会議（質疑及び一般質問）
3日	⊕	
4日	⊖	
5日	月	議会運営委員会 本会議（質疑）
6日	火	常任委員会（総務企画）（健康福祉）（環境農林）（産経土木） （文教警察）
7日	水	” （ ” ）（ ” ）（ ” ）（ ” ） （ ” ）
8日	木	議案調査
9日	金	特別委員会（コロナ）（子育・障害者）（環境・エネルギー） （地域・魅力）

月 日	曜	行 事
12月10日	⊕	
11日	⊕	
12日	月	
13日	火	議会運営委員会 調整日
14日	水	本 会 議 (委員長報告・議決・閉会)
22日	木	県 外 調 査 (選挙区等検討委員会)
23日	金	”

第3回後期定例会

知事の提案説明



知 事

山 本 一 太

11月24日

令和4年第3回後期定例県議会の開会に当たり、提案説明に先立ち、一言申し上げます。

先日、東京で開催された「温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進議員連盟」の設立会合に出席いたしました。議員連盟の国会議員を前に、温泉県の知事として、これまでの経緯や登録の意義、その効果等について訴えてまいりました。

また、「『温泉文化』ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会」を、17道県で立ち上げ、一丸となって登録を推進していく方針を確認しました。

この二つの動きは、いずれも県議会における一般質問での要望を受けて、群馬県が中心となり、石川県と協力して進めてきたものです。

全国屈指の「温泉大国」である群馬県にとって、温泉文化を世界に誇る日本の文化として発信していくことは、大変意義のあることだと考えています。現在、群馬県が目指す「リトリートの聖地」となるための大きな原動力になると確信しています。

このたびの議員連盟、知事の会の発足を機に、温泉関係団体とも連携して、国民運動として盛り上げられるよう取り組んでまいります。県議会の皆さまとも協力し、登録に向けた取組を加速させたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染の再拡大が続き、群馬県においても新規感染者数の増加傾向が続いています。病床使用率も再び上昇し、外来医療を始め、医療機関への負荷も高まってきた状況を受け、11月12日から警戒レベルを「2」に引き上げました。

これから冬にかけて、インフルエンザとの同時流行も危惧されております。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に御協力をお願いいたします。併せて、早期のワクチン接種についても重ねてお願い申し上げます。

県としては、関係機関と連携して、病床の効率的な運用や自宅療養者等への支援、また、ワクチン接種体制の確保などに全力を尽くしてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される一方で、現在、日本経済は、物価高騰が国民生活・事業活動に大きな影響を及ぼす厳しい状況にあります。

このため、国では、「物価高・円安への対応」「構造的な賃上げ」「成長のための投資と改革」を重点分野とした総合経済対策を発表しました。

県としては、この経済対策を積極的に活用し、県民、事業者の支援に取り組んでまいります。早急に取り組む事業については、本日提出した補正予算案に盛り込んでおります。

それでは、本日提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算関係9件、事件議案13件の合計22件です。

〔予算関係〕

はじめに、予算関係について御説明いたします。

一般会計の補正予算額は、275億2,583万円です。現計予算額と合算いたしますと、補正後の予算額は、8,875億9,162万円となります。

その主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症が発生した介護施設での施設内療養等を引き続き支援するため、必要な経費を増額します。

また、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う増額及び県有施設における電気料金等の高騰に伴う維持管理経費の増額を行います。

その他、物価高騰の影響を受ける県産ブランドニジマスの養殖業者を支援します。また、東京23区からの移住者に対する移住支援金の増額や、都内のアンテナショップ「ぐんまちゃん家」の事業終了に伴う建物原状回復工事に係る経費などを追加します。

さらに、国の経済対策を活用した事業についてですが、防災・減災など公共事業の増額を行います。

また、靈感商法を含めた悪質商法対策として、消費生活相談の機能強化や消費者被害防止のための広報啓発を行うとともに、市町村の取組を支援します。

その他、豚熱発生予防のための施設整備への補助や、きのこ生産事業者への物価高騰対策を行います。

債務負担行為については、中小企業向け工事の発注時期を平準化する「ゼロ県債」の設定や、県有施設の指定管理に関する協定など、来年度以降にわたる契約を締結しようとするものです。

企業会計については、一般会計と同様に、給与改定に伴う増額や電気料金等の高騰に伴う維持管理経費の増額を行います。

また、電気事業会計では、関根発電所のリニューアル工事の債務負担行為を設定し、浸水事故により発生した騒音問題等の早期解消に向けた工事を前倒して実施します。

〔事件議案〕

次に、事件議案のうち、主なものについて申し上げます。

第155号議案及び第156号議案は、個人情報保護法の改正に伴う必要な事項を定めようとするものです。

第159号議案及び第162号議案は、人事委員会勧告に基づく職員等の給与改定を行おうとするものです。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

----- 11月30日 -----

まず、はじめに、今回の補正予算案の追加提出に当たり、日程に御配慮いただいたことに対し、感謝申し上げます。

本日、追加提出いたしました議案は、一般会計補正予算1件、事件議案2件の合計3件です。まず、予算関係です。

去る11月25日に、観光庁において全国旅行支援の年明け以降の実施について決定されました。この必要経費について、本県に対し、25億4,604万円の追加配布が行われることから、年明け以降も「愛郷ぐんま全国割」を実施するため、今回補正予算を追加提案するものです。

続いて、第170号は、「教育委員会委員の選任」についてです。現在の教育委員会委員であります、竹内健氏が12月2日をもって辞職することに伴い、その後任者として、小島秀薫氏を選任しようとするものです。

また、第171号は、「公安委員会委員の選任」についてです。現在の公安委員会委員であります町田錦一郎氏の任期が12月2日をもって満了となりますので、その後任者として、竹内健氏を選任しようとするものであります。

以上が、追加提出議案の内容であります。なお、「教育委員会委員の選任」及び「公安委員会委員の選任」につきましては、事案の性質上、早急に御議決くださいますよう、お願い申し上げます。

質 疑 ・ 一 般 質 問

■11月29日	自由民主党	今泉健司 議員	自由民主党	斉藤 優 議員	
	リベラル群馬	加賀谷富士子 議員	■12月2日	自由民主党	高井俊一郎 議員
	自由民主党	松本基志 議員		リベラル群馬	八木田恭之 議員
	令 明	金沢充隆 議員		自由民主党	井田 泉 議員
■11月30日	自由民主党	岸 善一郎 議員		自由民主党	星野 寛 議員
	日本共産党	酒井宏明 議員	■12月5日	自由民主党	大和 勲 議員
	自由民主党	泉沢信哉 議員		公 明 党	水野俊雄 議員

11月29日 第1日目



自由民主党
今泉 健司 議員 (みどり市)

- 1 山本知事就任3年目の実績と成果について
- 2 県職員採用における国籍要件撤廃について
- 3 脱炭素に取り組む市町村との連携と支援について
- 4 種子センターの再編整備に向けた支援について
- 5 農福連携について
- 6 本県和牛の生産振興と販売戦略について
- 7 自家配生産者への飼料費高騰にかかる支援について
- 8 ジビエの活用に向けた県の取組状況と今後の展望について
- 9 高齢者のフレイル予防の取組について
- 10 高校教育におけるIT人材の育成について
- 11 消防団へのドローン導入の考え方と今後の展開について
- 12 女性警察官の活躍推進について
- 13 渡良瀬幹線道路について



リベラル群馬
加賀谷富士子 議員 (伊勢崎市)

- 1 中高生の性教育について
- 2 高校入試における外国人生徒のための特別枠の設置について
- 3 教職員の多忙化解消について
- 4 特別な支援を必要とする児童生徒への対応について
- 5 子どもの居場所づくりについて
- 6 有機農業の推進について
- 7 観光のバリアフリー化について
- 8 介護人材の確保について
- 9 知事部局における男性職員の育児参画について
- 10 群馬県いきいきGカンパニー認証制度について
- 11 ジェンダー平等について



自由民主党
松本 基志 議員（高崎市）

- 1 防災対策について
- 2 障害者福祉について
- 3 保育人材確保対策について
- 4 県立病院のあり方について
- 5 休日の部活動の段階的な地域移行について
- 6 群馬交響楽団について
- 7 県土整備について



令明
金沢 充隆 議員（藤岡市・多野郡）

- 1 歳入確保の取組について
- 2 中高生の自転車事故対策について
- 3 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について
- 4 森林環境譲与税の活用について
- 5 群馬県公式アプリ「G-WALK+」について
- 6 県立学校における医療的ケア児への支援について
- 7 県道前橋長瀬線について
- 8 県道上日野藤岡線（黒石工区）について

11月30日 第2日目



自由民主党
岸 善一郎 議員（高崎市）

- 1 本県の世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に係る取組について
- 2 群馬の誇るべき歴史と文化の継承について
- 3 本県の有事の考え方について
- 4 国際情勢や地球温暖化を踏まえた本県農業の振興について
- 5 林業振興について
- 6 中小・小規模事業者支援について
- 7 県土整備について



日本共産党
酒井 宏明 議員（前橋市）

- 1 物価高騰から暮らしと営業を守る取組について
- 2 新型コロナウイルス感染症から命と暮らしを守る取組について
- 3 気候危機対策について
- 4 群馬の森の追悼碑について
- 5 自衛隊の訓練に係る情報提供について



自由民主党
泉沢 信哉 議員（館林市）

- 1 ことばの障害のある児童生徒の教育について
- 2 コロナ禍における中小・小規模事業者の事業再生支援について
- 3 信号機の撤去について
- 4 東毛ワクチン接種センターの成果と今後のオミクロン株対応ワクチン接種の進め方について
- 5 感染症法の改正について
- 6 本県における公共交通の考え方について
- 7 館林インターチェンジ進入道路の改良に向けた県の考え方について
- 8 クビアカツヤカミキリ総合対策について



自由民主党
斉藤 優 議員（伊勢崎市）

- 1 「成長」と「分配」について
- 2 子ども医療費助成制度の拡大について
- 3 県におけるひきこもり支援について
- 4 県立高校における国語教育について
- 5 県立夜間中学の進捗状況について
- 6 伊勢崎特別支援学校の整備について
- 7 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の準備状況について
- 8 県内の洪水対策について
- 9 東武伊勢崎線剛志駅周辺のまちづくりについて
- 10 土地利用規制・誘導の方針について
- 11 県土整備状況について



自由民主党
高井俊一郎 議員（高崎市）

- 1 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現
条例による再生可能エネルギー設備等の導入に
ついて
- 2 水問題について
- 3 不登校児童生徒支援の現状とフリースクール等
への支援について
- 4 給食費の原材料高騰について
- 5 デジタル田園都市国家構想推進交付金について



リベラル群馬
八木田恭之 議員（太田市）

- 1 難病患者への支援について
- 2 次代を見据えた産業構造の強化及び次世代モビ
リティ産業参入支援の取組について
- 3 みどりの食料システム戦略への対応について
- 4 学校給食への有機農産物の導入について
- 5 県庁のDXについて
- 6 本県への移住・定住促進について
- 7 スムーズ横断歩道について
- 8 県有施設の維持管理について



自由民主党
井田 泉 議員（佐波郡）

- 1 県立女子大学の施設整備について
- 2 アンテナショップ「ぐんまちゃん家」について
- 3 公共交通網整備に対する考え方とBRT事業の
再考について
- 4 高崎玉村スマートIC北地区工業団地整備事業
について
- 5 群馬県営ゴルフ場事業運営方針について
- 6 企業局関根発電所の騒音について



- 1 温泉文化のユネスコ無形文化遺産への登録について
- 2 インバウンド対策について
- 3 沼田高校・沼田女子高校の統合について
- 4 農畜産物等輸出対策について
- 5 カワウ等による漁業被害の現状と対策について
- 6 県警察における山岳遭難防止対策について
- 7 「ぐんま5つのゼロ宣言」について

自由民主党

星野 寛 議員（利根郡）

12月5日



- 1 愛郷ぐんま全国割について

自由民主党

大和 勲 議員（伊勢崎市）



- 1 愛郷ぐんま全国割の効果について

公明党

水野 俊雄 議員（前橋市）

委員会・委員長報告

12月14日

健康福祉常任委員会



委員長 穂積昌信

健康福祉常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、御報告申し上げます。

はじめに、第147号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、介護施設のかかり増し経費に対する補助金の実績及び今後の見通し等について質疑されました。

次に、第154号議案「令和4年度群馬県病院事業会計補正予算」に関して、物価高騰への対応状況、職員給与費の改定内容等について質疑されました。

次に、第155号議案「群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例」に関して、パブリックコメントにより寄せられた意見の内容、匿名加工を民間に委託する際の基準、情報漏洩が発生した場合等の対応方法、遺族からの開示請求の可否、要配慮個人情報の改正法での取扱い等について質疑されました。

次に、第168号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算（追加提案分）」に関して、靈感商法を含めた悪質商法対策の内容及び市町村が実施する対策

への支援等について質疑されました。その他の議案についても慎重に審議の上、採決した結果、本委員会に付託されました議案のうち、第155号、第156号及び第160号の各議案は多数をもって、その他の議案は全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、「小児医療センターの方向性について早期の結論を求める決議」の発議についてですが、これは、小児医療センターにおける施設の老朽化や狭隘化の問題、医療面での課題に対し、一刻も早くその方向性について結論を出すよう強く要望するものであり、採決の結果、全会一致をもって本委員会から発議することに決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項に関して、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

まず、生活こども部関係については、

- ・ライフデザイン支援について
- ・保育士による児童虐待について
- ・社会的養護に係る県の取組について
- ・保育に係る処遇改善加算申請手続について
- ・予期しない妊娠を防ぐための取組について
- ・フリースクールへの支援における県教育委員会との連携について
- ・DV被害対策について
- ・県の行政文書における申請書等の性別欄の見直し状況について
- ・子どもの居場所に対する支援について

次に、病院局関係については、

- ・脱炭素の取組について
 - ・小児医療センターの施設の維持・管理に係る方針について
 - ・小児医療センターの今後の方向性について
 - ・オンライン資格確認について
 - ・長期保全計画に基づく修繕の実施状況について
 - ・コロナ禍における県立病院の役割等について
- 次に、健康福祉部関係については、
- ・新型コロナウイルス感染症関係では、感染者の傾向や第8波の見通し、健康フォローアップセンターの状況、経口治療薬の供給、コロナ後遺症、ワクチン接種の推進等について
- それ以外の事項では、
- ・社会福祉総合センターにおける設備等の修繕及び

更新について

- ・介護ロボット等導入支援事業について
- ・手話通訳者について
- ・ぐんま介護人材育成制度の実施状況について
- ・県公式アプリ「G-WALK+」について
- ・がん患者へのウィッグ購入費用助成について
- ・しらがね学園職員の公務上のけがについて
- ・美容師資格を持たない者の業務従事に対する県の対応について
- ・障害福祉サービスにおける「サービスステーション事業」について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして委員長報告といたします。

環境農林常任委員会



委員長 岸 善一郎

環境農林常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、御報告を申し上げます。

はじめに、付託議案の審査についてであります。第164号議案「指定管理者の指定について」に関して、「^{いこい}憩の森」及び「おうらの森」の指定管理者候補者の選定結果について質疑されました。

次に、第168号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、県独自の豚熱発生予防対策や、消費・安全対策交付金事業における要望農家の把握方法について質疑されました。

また、豚熱発生予防に係る農家からの要望に速やかに対応するよう要望されました。

さらに、浅間牧場草地・施設整備事業における乳用育成牛受託頭数の目標等についても質疑されました。

また第147号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」についても、慎重に審査して採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、本委員会で示されました『『ぐんまフラワーパーク』リニューアル基本計画骨子』に関し

て、「ぐんまフラワーパークリニューアル事業についての要望書」が発議されました。

本要望書は、

- ・赤城地域の県有施設の今後の在り方を総合的に検討して、本施設の位置づけや問題点、課題を整理して整備のコンセプトの構築を図ること
- ・ソフト面の運営計画について良く検討し、詳細な採算計画を立てること
- ・計画については、専門家、議会と十分な協議を行い、各関係者の賛同のもと、具体的な計画を図ること

の検討について要望するものであり、採決の結果、全会一致をもって本委員会から農政部長あて要望することを決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

まず、農政部関係では、

- ・みどりの食料システム法に基づく基本計画（素案）について
- ・豚熱発生予防に向けた野生イノシシ対策について
- ・ネット式囲い罾^{わな}で捕獲したイノシシの処分方法について

- ・ぐんまフラワーパークのリニューアルについて
 - ・飼料高騰対策について
 - ・群馬県農業のポテンシャルを生かす農政の在り方について
 - ・県産和牛の消費拡大について
 - ・「野菜王国・ぐんま」総合対策について
 - ・農業分野における他業種との交流について
 - 次に、環境森林部関係では、
 - ・林業後継者等特別対策資金の貸付について
 - ・「県産木材の利用の促進に関する指針」に基づく施策の実施状況について
 - ・県産木材の利用拡大について
 - ・東邦亜鉛株式会社から排出された非鉄スラグの撤去状況について
 - ・群馬県地球温暖化防止活動推進センターに対する支援について
 - ・県立赤城公園活性化事業の現状と課題について
 - ・安中総合射撃場におけるライフル射撃施設の整備状況について
- これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。
- 以上、申し上げまして委員長報告といたします。

産経土木常任委員会



委員長 泉沢 信哉

産経土木常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、御報告を申し上げます。

はじめに、付託議案の審査についてであります。第147号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、道路パトロール事業について業務内容が質疑され、電気代等の高騰については、県産業技術センターにおける増加見込みが質疑されました。

次に、第149号議案「令和4年度群馬県電気事業会計補正予算」に関して、関根発電所に関する議会への報告の経緯、復旧工事の考え方、今議会で予算措置した理由について質疑されました。

次に、第152号議案「令和4年度群馬県団地造成事業会計補正予算」に関して、新規産業団地の整備予定地に係る公表時期について質疑されました。

次に、第168号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関しては、都内のアンテナショップ「ぐんまちゃん家」の事業終了に係るスケジュール及び運営事業者との調整状況について質疑されるとともに、運営事業者との調整は丁寧に対応するよう要望されました。

次に、水害対策に関して、河川改修や堆積土除去

の実施予定や、河川の水位計及び監視カメラの設置箇所について質疑されました。

最後に、第169号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、愛郷ぐんま全国割の年内延長分の公表や予約の対応、年明け以降の事業運営事務局に対する委託費、電子クーポンの取り扱いについて質疑されました。

以上を踏まえ採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

まず、産業経済部関係では、

- ・いきいきGカンパニー認証制度について
- ・外国人技能実習生の労災事故について
- ・新ぐんまチャレンジ支援金の実施効果について

企業局関係では、

- ・県営ゴルフ場事業運営方針の素案について

県土整備部関係では、

- ・計画が中止となっているダム建設について
- ・路面標示の補修の効率化について
- ・地域の公共交通対策について
- ・自転車事故減少の取組について

- ・敷島公園新水泳場の整備手法について

- ・敷島公園内の樹木管理や公園周辺の渋滞対策について

- ・館林インターチェンジ入口の渋滞対策について

これらの事項につきましても活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして委員長報告といたします。

文教警察常任委員会



委員長 今泉 健司

文教警察常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、御報告を申し上げます。

はじめに、付託議案の審査についてであります。第147号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、G7デジタル・技術大臣会合に伴う警備や交通対策について質疑されるとともに、県民の生命・財産を守ることも含めて、群馬県の存在感を示す大事なイベントの成功に向け組織一丸となって準備するよう要望されました。

次に、第163号議案「群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例」に関して、現在の暴力団の情勢や条例改正内容の詳細及び効果などについて質疑されました。

以上の点を踏まえ採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

続いて、意見書の発議についてであります。はじめに、「交通安全施設整備に向けた財源確保等に関する意見書」の発議についてであります。安全・安心な交通環境を整備するためにも信号機や横断歩道の整備等の財源確保は喫緊の課題であり、地

域住民からも信号機の設置などの要望も多数受けているところであります。このため、信号機のLED化等の交通安全施設整備の拡充、通学路の安全確保に向けた支援の強化等を国に要望するものであります。

次に、「少人数学級の拡充・教職員定数の改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書」の発議についてであります。2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正法の成立により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものであります。本県ではいち早く「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」により、中学校まで35人以下学級の編制が行われておりますが、国の制度による中学校・高等学校での早期実現も必要であります。このため、学級編制の制度面はもとより、それに伴う予算措置を講じるよう、国に要望するものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって、本委員会から発議することに決定いたしました。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

はじめに、警察本部関係については、

- ・重大事故発生後の交通安全対策について
- ・外国人総合対策室の設置経緯と業務概要及び具体的な取組について
- ・警察犬の活動状況について
- ・中・高生の自転車事故の現状と今後の防止対策について
- ・少年サポートセンターの活動状況と関連機関との連携状況について

次に、教育委員会関係では、

- ・学校における紫外線対策の取組について
- ・県教育文化事業団の高等学校等奨学金貸与事業の連帯保証人の見直しについて

- ・教職員の働き方改革及び人員配置について
- ・養護教諭の多忙化解消について
- ・夜間中学校における開校時間及び授業のオンデマンド化の検討状況について
- ・不登校児童生徒への支援に関するフリースクール等との連携状況について
- ・特別支援学校における学級編制基準や強度行動障害のある児童生徒への支援について

- ・学校図書館への新聞配備について
- ・学校給食時における黙食の対応状況について
- ・教員採用試験の倍率低下における要因と今後の対応について

これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。

以上、申し上げまして委員長報告といたします。

総務企画常任委員会



委員長 川野辺達也

総務企画常任委員会に付託されました案件の審査経過と結果について、御報告を申し上げます。

はじめに、付託議案についてであります。第147号議案「令和4年度群馬県一般会計補正予算」に関して、まず、地域創生部関係では、わくわくぐんま生活実現支援・移住支援金に関して、移住人数の状況や、県内市町村からの要望状況について、質疑が行われるとともに、居住期間の要件を満たさなかった場合の対応や、予算を超過した場合の移住支援金の支給、支援金の対象者を東京23区の在住者に限定した理由などについて質されました。

次に、総務部関係では、電気料金高騰の状況について、質疑が行われました。

次に、第167号議案「当せん金付証票の発売について」に関して、宝くじの売上げの推移について、質疑が行われました。

以上を踏まえ採決した結果、本委員会に付託されました各議案は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き行いました請願の審査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

このほか、委員会の所管事項について、各般の議論が行われましたので、以下、その主な項目について申し上げます。

まず、知事戦略部関係ですが、

- ・県ホームページのリニューアルにおける、コンセプトやデザインなどについて
 - ・NETSUGENの利便性の向上について
 - ・アニメぐんまちゃんの放送による認知度向上の把握について
 - ・県有施設におけるWi-Fiの整備状況について
 - ・ぐんま広報の表紙の写真について
 - ・デジタル基盤整備の内容や、ICT活用による行財政改革の効果について
 - ・上海事務所の現状と今後の在り方について
- 次に、地域創生部関係では
- ・県総合スポーツセンターの老朽化した機器への対応について

- ・ニューイヤー駅伝における、県庁で開催されるイベントへの一般県民の参加の可否について
- ・県公式アプリ「きぬめぐり」の活用状況について最後に、総務部関係では、
- ・県職員採用の国籍要件の撤廃における、実施時期の見込みや、実施を延期した理由、今後の対応などについて
- ・県庁舎31階の整備状況と今後の予定について
- ・県庁舎30階の入居者公募について

- ・消防団員の確保対策と処遇改善について
 - ・県民広場の整備状況と今後の利用方針について
 - ・県職員の懲戒処分に対する再発防止に向けた取組について
 - ・県地域防災計画の修正における、盛り土による災害への対応について
- これらの事項につきましても、活発な議論が行われました。
- 以上、申し上げまして委員長報告といたします。

議 員 表 彰

全国都道府県議会議長会表彰状伝達及び 群馬県議会顕彰状授与並びに知事感謝状贈呈

県議会議員在職20年の永年勤続議員として狩野浩志議員と橋爪洋介議員が、在職15年の永年勤続議員として星名建市議員、伊藤祐司議員、井田泉議員、後藤克己議員、中島篤議員、萩原渉議員が、全国都道府県議会議長会から表彰されました。

その功績を讃え、第3回定例会閉会日の12月14日、県議会から顕彰状を授与するとともに、知事から感謝状が贈呈されました。

〈在職20年の議員〉



狩野 浩志 議員



橋爪 洋介 議員

〈在職15年の議員〉



星名 建市 議員



伊藤 祐司 議員



井田 泉 議員



後藤 克己 議員



中島 篤 議員



萩原 渉 議員

式 辞

議長 星名建市

「全国都道府県議会議長会表彰状伝達及び群馬県議会顕彰状授与並びに知事感謝状贈呈式」を挙げるに当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、表彰の栄に浴されました皆さまにおかれましては、多年にわたり、県議会議員として、地方自治の発展と県民福祉の向上に尽力され、卓抜なる識見と果敢な行動力とで、県政の進展に多大なる御貢献をいただいております。

ここに、皆さまのこれまでの御活躍に対し、あらためて敬意と感謝の意を表するとともに、このたびの栄えある受賞を心からお祝い申し上げます。

さて、時代の大きな転換期である今、本県議会におきましても、議員一人ひとりが高い使命感と強い責任感をもって自己研鑽^{けんさん}に精励するとともに、二元代表制の一翼を担う機関としての職責の完遂に努め、もって県民の負託に応えるよう、不断の努力を尽くしていかなければなりません。

受賞された皆さまにおかれましては、今後とも御自愛のうえ、優れた識見と卓越した指導力を存分に発揮され、明るく活力に満ちた「魅力あふれる群馬」の実現のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、式辞といたします。

おめでとうございます。

祝 辞

議員代表 久保田順一郎

議員一同を代表いたしまして、一言、お祝いのことばを申し上げます。

このたび、永年にわたる御功績により、狩野浩志議員をはじめとする8人の議員各位が、永年勤続議員として全国都道府県議会議長会表彰を受賞され、本日、群馬県議会から顕彰状が授与され、また、山本知事から感謝状が贈呈されました。同僚議員といたしまして、このたびの受賞を心からお喜び申し上げます。

受賞された議員の皆さまにおかれましては、多年にわたり、県民の代表として、議会運営はもとより、地方自治の確立と県民生活の向上のため、ふるさと群馬への深い愛情と高い志をもって全力まい進されてこられたところであり、その御功績の数々は県政発展の大きな推進力となってきたものと確信いたしております。

受賞者の皆さまにはこのたびの栄えある受賞を契機として、これからも県民の幸せと豊かな郷土づくりのため、より一層御活躍されますことを御期待申し上げ、お祝いのことばといたします。

おめでとうございます。

謝 辞

受賞者代表 狩野浩志

永年勤続表彰受賞者を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

本日は、議員各位並びに知事はじめ執行部、各委員の皆さまの御参席のもと、全国都道府県議会議長会表彰の伝達にあわせ、県議会からは「顕彰状」を、知事からは「感謝状」をいただき、誠にありがとうございました。

また、ただ今は、議会を代表され、久保田順一郎議員から丁重なる御祝辞を賜り、心から御礼申し上げます。この栄誉は、ひとえに県民の皆さまをはじめ、多くの方々の温かい御支援の賜^{たまもの}であり、衷心より感謝申し上げます。

県議会議員としてのこれまでの長い歩みを顧みますと、誠に感慨深いものがあります。私たちは、今日まで県民の代表として、何よりも県民の幸せを第一に考え、ただひたすらに県民生活の向上と県政の発展を願い、微力を尽くしてまいりました。

このたびの受賞を励みとし、新たな決意をもって、郷土群馬の限りない発展のために、なお一層の研鑽^{けんさん}を重ね、誠心誠意努力してまいる所存であります。皆さま方におかれましては、今後とも、特段の御指導と御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます、御礼のことばいたします。

議 案 審 議 状 況

第3回後定期例会において審議された議案の総件数は、知事提出議案が27件、委員会・議員提出議案が5件の計32件でした。

		11月24日提出	11月30日提出	12月14日提出	今期提出計	11月30日可決	12月14日可決	今期可決計	今期否決計
知事提出	予 算 案	9	1		10		10	10	
	条 例 案	9			9		9	9	
	同 意		2	2	4	2	2	4	
	認 定								
	承 認								
	その他の議案	4			4		4	4	
	小 計	22	3	2	27	2	25	27	
委員会・議員提出	条 例 案			2	2		2	2	
	会 議 規 則 案								
	専決処分の指定								
	意 見 書 案			2	2		2	2	
	決 議 案			1	1		1	1	
	要 望 書 案								
	その他の議案								
小 計			5	5		5	5		
合 計		22	3	7	32	2	30	32	

第3回後期定例会議決事件概要及び結果

○知事提出議案

番号	件名	概要	討論	議決の態様
147	令和4年度群馬県一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出増額 5,353,052千円 歳入歳出総額 865,418,834千円	賛成(自)	全会一致 可決
148	令和4年度群馬県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	収益的収入及び支出 収入 流域下水道事業収益 補正額 258,088千円 総額 10,285,039千円 支出 流域下水道事業費用 補正額 241,174千円 総額 10,134,373千円 資本的収入及び支出 支出 流域下水道事業資本的支出 補正額 808千円 総額 5,258,866千円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 補正額 3,182千円 総額 450,726千円	賛成(自)	全会一致 可決
149	令和4年度群馬県電気事業会計補正予算(第3号)	収益的収入及び支出 支出 電気事業費用 補正額 10,637千円 総額 8,742,996千円 資本的収入及び支出 支出 電気事業資本的支出 補正額 732千円 総額 7,368,439千円 債務負担行為 追加1件 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 補正額 11,369千円 総額 1,506,180千円	賛成(自)	全会一致 可決
150	令和4年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入及び支出 支出 工業用水道事業 補正額 93,180千円 総額 2,121,616千円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 補正額 1,780千円 総額 220,823千円	賛成(自)	全会一致 可決
151	令和4年度群馬県水道事業会計補正予算(第1号)	収益的収入及び支出 支出 水道事業費用 補正額 59,374千円 総額 4,587,387千円 資本的収入及び支出 支出 水道事業資本的支出 補正額 300千円 総額 3,197,648千円 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 職員給与費 補正額 3,582千円 総額 458,744千円	賛成(自)	全会一致 可決

番号	件名	概要	討論	議決の態様
152	令和4年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第1号)	<p>収益的収入及び支出</p> <p>支出 団地造成事業費用</p> <p style="text-align: right;">補正額 1,165千円</p> <p style="text-align: right;">総額 2,273,115千円</p> <p>資本的収入及び支出</p> <p>支出 団地造成事業資本的支出</p> <p style="text-align: right;">補正額 991千円</p> <p style="text-align: right;">総額 4,755,709千円</p> <p>債務負担行為 追加1件</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費</p> <p style="text-align: right;">補正額 2,156千円</p> <p style="text-align: right;">総額 271,475千円</p>	賛成(自)	全会一致可決
153	令和4年度群馬県施設管理事業会計補正予算(第1号)	<p>収益的収入及び支出</p> <p>支出 賃貸ビル事業費用</p> <p style="text-align: right;">補正額 5,926千円</p> <p style="text-align: right;">総額 230,458千円</p> <p>ゴルフ場事業費用</p> <p style="text-align: right;">補正額 591千円</p> <p style="text-align: right;">総額 488,198千円</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費</p> <p style="text-align: right;">補正額 591千円</p> <p style="text-align: right;">総額 69,625千円</p>	賛成(自)	全会一致可決
154	令和4年度群馬県病院事業会計補正予算(第1号)	<p>収益的収入及び支出</p> <p>収入 病院事業収益</p> <p style="text-align: right;">補正額 408,000千円</p> <p style="text-align: right;">総額 32,443,727千円</p> <p>支出 病院事業費用</p> <p style="text-align: right;">補正額 514,270千円</p> <p style="text-align: right;">総額 33,939,377千円</p> <p>企業債 追加1件 変更2件</p> <p>議会の議決を経なければ流用することのできない経費</p> <p>職員給与費</p> <p style="text-align: right;">補正額 106,270千円</p> <p style="text-align: right;">総額 14,213,751千円</p> <p>たな卸資産購入限度額「10,246,277千円」を「10,253,277千円」に改める。</p>	賛成(自)	全会一致可決
155	群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例	個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、開示請求の手続等に関し必要な事項を定めようとするもの	反対(共) 賛成(自)	多数可決 (共反対)
156	群馬県個人情報保護審議会条例	群馬県個人情報保護審議会を設置しようとするもの	反対(共) 賛成(自)	多数可決 (共反対)
157	群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例	旅券法の改正に伴うもの	賛成(自)	全会一致可決
158	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	旅券法の改正に伴うもの	賛成(自)	全会一致可決
159	群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	職員の給与改定等を行おうとするもの	賛成(自)	全会一致可決

番号	件名	概要	討論	議決の態様
160	群馬県情報公開条例の一部を改正する条例	個人情報保護制度との整合性を図るため、改正を行おうとするもの	反対（共） 賛成（自）	多数可決 （共反対）
161	群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例	国領県営住宅及び岩神県営住宅を廃止しようとするもの	賛成（自）	全会一致 可決
162	群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員の給与改定等を行おうとするもの	賛成（自）	全会一致 可決
163	群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団事務所の開設等を禁止する区域の拡大等を行おうとするもの	賛成（自）	全会一致 可決
164	指定管理者の指定について	指定管理者の指定に関するもの	賛成（自）	全会一致 可決
165	請負契約の締結について	道路改築龍ヶ鼻橋上部工製作架設工事	反対（共） 賛成（自）	多数可決 （共反対）
166	請負契約の締結について	道路改築（仮称）厚田跨道橋上部工工事	反対（共） 賛成（自）	多数可決 （共反対）
167	当せん金付証票の発売について	令和5年度発売限度額180億円	反対（共） 賛成（自）	多数可決 （共反対）
168	令和4年度群馬県一般会計補正予算（第4号・追加提案分）	歳入歳出増額 22,172,782千円 歳入歳出総額 887,591,616千円	賛成（自）	全会一致 可決

○令和4年11月30日追加提出議案

番号	件名	概要	討論	議決の態様
169	令和4年度群馬県一般会計補正予算（第4号・追加提案分（その2））	歳入歳出増額 2,546,038千円 歳入歳出総額 890,137,654千円		全会一致 可決
170	教育委員会委員の選任について	教育委員会委員竹内健氏は、令和4年12月2日をもって辞職するので、小島秀薫氏を後任者に選任する。		全会一致 同意
171	教育委員会委員の選任について	公安委員会委員町田錦一郎氏は、令和4年12月2日をもってその任期を満了するので、竹内健氏を後任者に選任する。		全会一致 同意

○令和4年12月14日追加提出議案

番号	件名	概要	討論	議決の態様
172	収用委員会委員の選任について	収用委員会委員辻仁美氏は、令和4年12月20日をもってその任期を満了するので、辻仁美氏を後任者に選任する		全会一致 同意
173	収用委員会委員の選任について	収用委員会委員大澤憲一氏は、令和4年12月20日をもってその任期を満了するので、唐澤透氏を後任者に選任する。		全会一致 同意

※自＝自由民主党、共＝日本共産党の略です。

○委員会提出議案

○12月14日提出

番号	件名	提出委員会・発議者	討論	議決の態様
議8	交通安全施設整備に向けた財源確保等に関する意見書	文教警察常任委員会		全会一致 可決
議9	小児医療センターの方向性について早期の結論を求める決議	健康福祉常任委員会		全会一致 可決
議10	少人数学級の拡充・教職員定数の改善を図るための、2023年度政府予算に係る意見書	文教警察常任委員会		全会一致 可決
議11	群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	議会運営委員会		全会一致 可決
議12	県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例	議会運営委員会		多数可決 (共反対)

※共＝日本共産党の略です。

可決された議員・委員会提出議案

議第8号議案

交通安全施設整備に向けた財源確保等に関する意見書

令和3年6月28日、千葉県八街市の市道において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックに巻き込まれ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生した。

亡くなられた児童の御冥福をお祈り申し上げるとともに、御家族、関係者の皆様へのお悔やみを申し上げます。

この痛ましい事故を受け、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定され、継続的に安全対策が実施されているところ、安全で円滑な交通環境を維持するためには、通学路の安全対策をはじめとした交通安全施設整備の充実は重要な課題の一つである。

群馬県の交通事故情勢は、令和3年中、死者数は50人と統計史上2番目に少ない数値となったものの、死者数に占める高齢者の割合が高く、高齢運転者が第一当事者となる人身事故の割合も年々増加傾向にあるほか、全自転車事故に占める中高生の割合も高くなっている。また、人口10万人当たりの交通人身事故発生件数についても、長く全国上位が続いており、県内の交通情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中、群馬県では、信号機や横断歩道の整備等交通安全施設整備を継続的に実施しているが、財政状況が厳しく、また、コロナ禍の影響により、今後の見通しが不透明な中での対応となっており、交通安全施設整備に資する財源確保は喫緊の課題である。

群馬県議会としても、改善要望箇所の早急な対応を要望しているところであり、地域住民の安全安心な交通環境の確保、将来を担う子どもたちが毎日利用する通学路の安全対策をはじめとする交通安全施設整備は今後も継続的に行われるべきと考える。

とりわけ、信号機のLED化については急務であり、今後、すべての信号機をLED化しなければならない。

よって、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 信号機や横断歩道をはじめとする交通安全施設の整備を拡充すること。
- 2 通学路の安全確保に向けた支援を強化すること。
- 3 信号機や横断歩道設置に係る交通規制基準は地域の情勢を踏まえた運用とすること。
- 4 飲酒運転の厳罰化及び飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図ること。
- 5 計画的に信号機のLED化に向けた予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

群馬県議会議長 星 名 建 市

議長 院議 議院 議院 議長 議長
閣下 総務 院議 院議 院議 院議
衆議 閣下 総務 院議 院議 院議 院議
参内 閣下 総務 院議 院議 院議 院議
財法 閣下 総務 院議 院議 院議 院議
国文 閣下 総務 院議 院議 院議 院議
国警 閣下 総務 院議 院議 院議 院議

長長 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣
あて

小児医療センターの方向性について早期の結論を求める決議

小児医療センターは、昭和57年4月1日に開設以来、県内唯一の小児医療専門病院として、また、本県の「小児医療・周産期医療の最後の砦^{とりで}」として、非常に重要な役割を担ってきた。

しかしながら、当施設は、築40年が経過し、施設の老朽化や狭隘化^{きょうあい}が深刻な問題となっている。電気設備や給排水設備など、改修を要する施設が多数あり、病室や検査・薬剤部門等においては、現在の医療や医療機器の進歩に対応したスペースが十分に確保できない状況となっている。最近では、手術室の天井からの水漏れにより、手術の準備が遅れるといった事例も発生しており、県民に必要な医療を供給することができるのか危ぶまれる状況となっている。

また、医療の面では、「総合周産期母子医療センター」としての十分な機能を担うための、産科医・新生児科医の安定的な確保や、母体合併症への対応が困難な状況となっている。

令和2年度から令和3年度にかけて開催された「県立病院の未来を考える有識者会議」においては、これらの問題に対して、「施設老朽化の状況から建て替え整備が必須」との意見が出されている。

現在、病院局では、建物の対応を喫緊の課題として捉え、今後の方向性を検討しているとのことであるが、現在の状況から判断すると検討している猶予はなく、一刻も早く小児医療センターの方向性について、結論を出す必要がある。また、方向性を出すのに当たっては、地元の意見をしっかりと聴取することに留意しなければならない。

最後の砦である小児医療センターの医療が停滞することは許されないことであり、本県議会として、小児医療センターの方向性について、地元の意見も踏まえ、早期に結論を出すよう強く要望する。

以上、決議する。

令和4年12月14日

群馬県議会

少人数学級の拡充・教職員定数の改善を図るための、 2023年度政府予算に係る意見書

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の成立により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、未だに、日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多いという現状である。

学校現場では、特別な支援が必要な子どもたちへの対応をはじめ、個に応じたきめ細かい教育活動が求められている。子どもたち一人ひとりに応じた豊かな学びを保障するためには、さらなる学級編制標準の引き下げを行うとともに、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。

萩生田光一元文部科学大臣も改正義務標準法に係わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及されている。

また、学校現場では、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いている。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人以下学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

群馬県議会議長 星 名 建 市

衆議院議長
参議院議長
内閣総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府長官
）あて

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条－第三条）
- 第二章 個人情報等の取扱い（第四条－第十七条）
- 第三章 個人情報ファイル（第十八条）
- 第四章 開示、訂正及び利用停止
 - 第一節 開示（第十九条－第三十一条）
 - 第二節 訂正（第三十二条－第三十八条）
 - 第三節 利用停止（第三十九条－第四十四条）
 - 第四節 審査請求（第四十五条－第四十七条）
- 第五章 雑則（第四十八条－第五十三条）
- 第六章 罰則（第五十四条－第五十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、群馬県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- 二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は

個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、群馬県情報公開条例（平成十二年群馬県条例第八十三号）第二条第四項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会若しくは企業管理者、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項

に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第十二条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十一条	負担しなければならない	負担しなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第三十九条第一項第二号	第十二条第一項及び第二項	番号利用法第十九条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情

報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報保有事務の登録及び閲覧)

第十七条 議会は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）について、議長が定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 議会は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務につ

いて登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。

- 一 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務
- 二 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項に関する個人情報保有事務

4 議会は、登録に係る個人情報保有事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報保有事務の登録を抹消しなければならない。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十八条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第一項、第三十二条第一項又は第三十九条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- 九 第三十二条第一項ただし書又は第三十九条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

ニ 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十九条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第二十条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第二十一条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十九条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十八条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 議長が第二十五条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把

握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第二十二條 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第二十三條 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第二十四條 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十五條 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十六條 開示決定等は、開示請求があった日から十四日以内にしなければならない。ただし、第二十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十八条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十六条第二項第三号及び第四十七条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十三条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十六条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十九条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘

案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第三十条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第三十一条 開示請求により個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において議長が定める費用を負担しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十二条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十九条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第三十条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十九条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第三十三条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人

情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十四条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十五条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十六条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第三十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十七条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十八条 議長は、第三十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十九条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手続）

第四十条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第四十一条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十二条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十三条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第四十条第三項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規

定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十四条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

(審査請求に係る諮問)

第四十六条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、群馬県個人情報保護審議会条例（令和四年群馬県条例第七十七号）第二条に規定する群馬県個人情報保護審議会（第五十一条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第四十七条 第二十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第五章 雑則

（適用除外）

第四十八条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第五十条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第五十一条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第五十二条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第五十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十四条 職員若しくは職員であった者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 前三条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十八条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

議第12号議案

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

- 1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等支給条例第七条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

提案理由

期末手当の改正を行おうとするものである。

○環境農林常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
19	利根沼田地域の農業振興についての請願 (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める
20	廃棄物最終処分場の1kmルールの見直しについての請願	○			(多数をもって決定)
21	焼却熱回収による発電可能な廃棄物処理施設建設についての請願			○	
22	「大気汚染防止法」の適正な運用を図るため、対象事業者への周知徹底についての請願	○			願意妥当 結果の報告を求める
23	令和5年度県当初予算編成における予算措置等についての請願〈1項〉	○			” ”
24	きのこ生産費高騰に関する請願	○			” ”

○産経土木常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
8	吉岡町と渋川市を結ぶ道路整備についての請願			○	
9	県道前橋長瀬線柳瀬橋における渋滞緩和についての請願			○	
22	中心市街地活性化対策等の拡充と街なか居住の推進についての請願			○	
24	市街地再開発事業の更なる推進についての請願			○	
28	「全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願			○	
30	小企業・小規模事業者の経営支援を求める請願			○	
36	東北自動車道館林インターチェンジへの接続道路整備についての請願			○	
41	ウイズコロナ時代においてさらにチャレンジする中小・小規模事業者が将来にも希望が持てるような総合的な支援策の実施についての請願 (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める
42	県内地場産品の情報発信強化についての請願	○			” ”
43	新型コロナウイルス感染症の影響や燃料・資材等の高騰の影響を緩和するための補助制度の創設についての請願 (趣旨)	○			” ”
44	インボイス制度に伴うレジ購入費等の支援についての請願 (趣旨)	○			” ”

45	治水・利水に係るインフラ整備の推進についての請願			○	
46	群馬県が発注する事業の工期設定の柔軟な対応についての請願	○			願意妥当 結果の報告を求める
47	企業が取り組む人材育成への支援体制についての請願 (趣旨)	○			” ”
48	働き方改革対応に向けた DX 推進サポート事業の拡充及び助成金の創設についての請願 (趣旨)	○			” ”
49	令和 5 年度県当初予算編成における予算措置等についての請願 (2 項)			○	
50	西毛広域幹線道路の建設促進についての請願	○			願意妥当 結果の報告を求める

○文教警察常任委員会

番 号	件 名	区 分			意 見
		採択	不採択	継続	
1	学校給食費の無料化を求める請願			○	
4	公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入するための条例制定に反対する請願			○	
11	教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願 (1 項、2 項 1 号・2 号・4 号・5 号、3 項)			○	
13	国の責任で教職員未配置・未補充問題の改善を求める請願			○	
14	令和 5 年度県当初予算編成における予算措置等についての請願 (3 項) (趣旨)	○			願意妥当 結果の報告を求める
15	少人数学級の拡充・教職員定数の改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択についての請願	○			願意妥当
16	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択についての請願			○	

閉会中継続審査（調査）特定事件

（令和4年第3回定例会）

○総務企画常任委員会

- 第23号 国に米軍基地負担の軽減と日米地位協定の抜本改定を求める請願
- 第28号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める請願
- 1 新たな重要施策の企画・立案について
 - 2 情報発信について
 - 3 デジタル技術の利活用の推進について
 - 4 グリーンイノベーションの推進について
 - 5 地域外交について
 - 6 総合行政の推進について
 - 7 自主財源の伸長について
 - 8 公有財産の維持管理について
 - 9 危機管理・防災対策について
 - 10 市町村の振興について
 - 11 地域振興について
 - 12 移住、定住及び外国人活躍推進について
 - 13 芸術文化の振興と文化づくりの推進について
 - 14 スポーツの振興について

○健康福祉常任委員会

- 厚文第5号 保育の充実を求める請願
- 厚文第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の充実を求める意見書の提出についての請願
- 第2号 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための請願（2項3号）
- 第9号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願
- 第10号 統一協会問題の全容解明を求め、統一協会の解散と被害の予防・救済のための制

度整備を国に求める意見書提出の請願

- 1 県民生活・消費者行政・県民防犯の推進について
- 2 県民の自発的な活動との連携について
- 3 人権・男女共同参画政策の推進について
- 4 私学振興・児童福祉について
- 5 少子化対策・青少年健全育成の推進について
- 6 保健・医療・福祉の総合調整について
- 7 社会福祉・社会保障の充実について
- 8 保健医療対策の充実について
- 9 食品の安全確保・安心の提供について
- 10 生活衛生対策の充実について
- 11 県立病院の充実について

○環境農林常任委員会

- 第21号 焼却熱回収による発電可能な廃棄物処理施設建設についての請願
- 1 環境対策について
 - 2 林業振興対策について
 - 3 食料・農業・農村振興対策について
 - 4 農林漁業災害対策について

○産経土木常任委員会

- 第8号 吉岡町と渋川市を結ぶ道路整備についての請願
- 第9号 県道前橋長瀨線柳瀬橋における渋滞緩和についての請願
- 第22号 中心市街地活性化対策等の拡充と街なか居住の推進についての請願
- 第24号 市街地再開発事業の更なる推進についての請願
- 第28号 「全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を

求める請願

第30号 小企業・小規模事業者の経営支援を求め
る請願

第36号 北自動車道館林インターチェンジへの接
続道路整備についての請願

第45号 治水・利水に係るインフラ整備の推進に
ついての請願

第49号 令和5年度県当初予算編成における予算
措置等についての請願

- 1 中小企業の振興について
- 2 企業誘致の推進について
- 3 観光物産の振興について
- 4 労働者支援と労働環境整備について
- 5 雇用対策の推進について
- 6 MICE 推進・イベント産業の振興について
- 7 コンテンツ産業の振興について
- 8 道路・橋梁の整備促進について
- 9 交通対策について
- 10 河川・砂防対策の促進について
- 11 ハッ場ダム周辺地域の生活再建について
- 12 都市計画・建築・住宅・下水対策について
- 13 災害復旧対策について
- 14 公営企業の推進について

○文教警察常任委員会

第1号 学校給食費の無料化を求める請願

第4号 公立学校に「1年単位の変形労働時間
制」を導入するための条例制定に反対す
る請願

第11号 教育格差をなくし、ぐんまの子どもたち
にゆきとどいた教育をすすめるための請
願〈1項、2項1号・2号・4号・5
号、3項〉

第16号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上
げをはかるための、2023年度政府予算に
係る意見書採択についての請願

- 1 教育施設の整備促進について
- 2 教育体制の確立について

3 社会教育の推進について

4 学校体育・保健について

5 警察体制の確立について

6 警察署等の整備促進について

7 交通事故防止対策について

8 災害救助対策について

9 高齢者犯罪対策について

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員 会

1 新型コロナウイルス感染症に係る「社会経済
活動再開に向けたガイドライン」等に関する
こと

2 新型コロナウイルス感染症関連の経済対策に
関すること

3 新型コロナウイルス感染症の相談・検査・医
療体制に関すること

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育環
境に関すること

○子育て・障害者支援に関する特別委員会

1 ヤングケアラーに関すること

2 子育て支援に関すること

3 少子化対策に関すること

4 教育イノベーションに関すること

5 障害者の雇用・就労支援、農福連携に関する
こと

6 障害者の芸術文化活動に関すること

○環境・エネルギー対策特別委員会

1 グリーンイノベーションに関すること

2 再生可能エネルギーに関すること

3 脱炭素化に関すること

4 ぐんま5つのゼロ宣言に関すること

5 本県の再生可能エネルギーを活用した企業誘
致に関すること

○地域活性化・魅力発信に関する特別委員会

- 1 移住促進に関すること
- 2 リトリート推進に関すること
- 3 ぐんまの魅力ある観光地づくりに関すること
- 4 多様な移動手段、MaaSに関すること
- 5 デジタル田園都市構想に関すること
- 6 ぐんまの魅力発信に関すること

○議会運営委員会

- 1 定例会・臨時会の開催に関すること

- 2 会期に関すること
- 3 会議における質問者の数、時間及び順序並びに緊急質問に関すること
- 4 委員その他役員の各党派又は会派の割り振りに関すること
- 5 常任委員会の調査に関すること
- 6 特別委員会の設置及び廃止に関すること
- 7 議長の諮問に関すること
- 8 その他議会運営上必要とする事項に関すること

委 員 会 委 員 名 簿

(令和4年12月14日現在)

委員会名	委員長	副委員長	委 員
総務企画常任委員会 (10人)	川野辺達也(自)	森 昌彦(自)	井田 泉(自) 安孫子 哲(自) 小川 晶(リ) 井田泰彦(令) 神田和生(自) 追川徳信(友) (欠員2名)
健康福祉常任委員会 (10人)	穂積昌信(自)	相沢崇文(自)	久保田順一郎(自) 水野俊雄(公) 中島 篤(自) あべともよ(令) 酒井宏明(共) 松本基志(自) 八木田恭之(リ) (欠員1名)
環境農林常任委員会 (10人)	岸 善一郎(自)	高井俊一郎(自)	狩野浩志(自) 伊藤祐司(共) 萩原 渉(自) 金井康夫(自) 加賀谷富士子(リ) 入内島道隆(如) 亀山貴史(自) (欠員1名)
産経土木常任委員会 (10人)	泉沢信哉(自)	斉藤 優(自)	中沢丈一(自) 星野 寛(自) 金子 渡(令) 伊藤 清(自) 矢野英司(新) 秋山健太郎(自) 鈴木敦子(リ) (欠員1名)
文教警察常任委員会 (10人)	今泉健司(自)	大林裕子(自)	橋爪洋介(自) 後藤克己(リ) 井下泰伸(自) 薬丸 潔(公) 大和 勲(自) 本郷高明(リ) 金沢充隆(令) 牛木 義(自)
議会運営委員会 (13人)	井田 泉(自)	今泉健司(自)	星野 寛(自) 狩野浩志(自) 後藤克己(リ) 中島 篤(自) 金子 渡(令) 小川 晶(リ) 伊藤 清(自) 大和 勲(自) 穂積昌信(自) 森 昌彦(自) 高井俊一郎(自)
新型コロナウイルス 感染症対策特別委員会 (11人)	狩野浩志(自)	秋山健太郎(自)	薬丸 潔(公) 川野辺達也(自) 本郷高明(リ) 穂積昌信(自) 井田泰彦(令) 加賀谷富士子(リ) 今泉健司(自) 松本基志(自) 矢野英司(新)
子育て・障害者支援 に関する特別委員会 (11人)	橋爪洋介(自)	亀山貴史(自)	伊藤祐司(共) 中島 篤(自) 小川 晶(リ) 大和 勲(自) 泉沢信哉(自) 大林裕子(自) 高井俊一郎(自) 金沢充隆(令) 鈴木敦子(リ)
環境・エネルギー 対策特別委員会 (11人)	久保田順一郎(自)	牛木 義(自)	中沢丈一(自) 井田 泉(自) 萩原 渉(自) 金井康夫(自) 金子 渡(令) 森 昌彦(自) 八木田恭之(リ) 入内島道隆(如) 追川徳信(友)
地域活性化・魅力発信 に関する特別委員会 (11人)	星野 寛(自)	神田和生(自)	水野俊雄(公) 後藤克己(リ) あべともよ(令) 岸 善一郎(自) 酒井宏明(共) 安孫子 哲(自) 伊藤 清(自) 斉藤 優(自) 相沢崇文(自)
図書広報委員会 (10人)	萩原 渉(自)	松本基志(自)	酒井宏明(共) 薬丸 潔(公) 大林裕子(自) 神田和生(自) 金沢充隆(令) 秋山健太郎(自) 牛木 義(自) 鈴木敦子(リ)
基本条例推進委員会 (12人)	岸 善一郎(自)	斉藤 優(自)	中島 篤(自) 金子 渡(令) 伊藤 清(自) 大和 勲(自) 本郷高明(リ) 穂積昌信(自) 今泉健司(自) 八木田恭之(リ) 相沢崇文(自) 亀山貴史(自)

※(自)は自由民主党、(リ)はリベラル群馬、(令)は令明、(公)は公明党、(共)は日本共産党、(新)は新時代、(如)は如水会、(友)は友信会を表します。

※委員会名欄の()内の数字は、定数を表します。

議 席 一 覧 表

(令和4年12月14日現在)

E 列

--	--

1 2

	狩 野 浩 志	星 野 寛	久 保 田 順 一 郎	中 沢 丈 一
--	------------------	-------------	----------------------------	------------------

3 4 5 6 7

--	--

8 9

D 列

			萩 原 渉
--	--	--	-------------

1 2 3 4

中 島 篤	井 田 泉	星 名 建 市	橋 爪 洋 介	水 野 俊 雄
-------------	-------------	------------------	------------------	------------------

5 6 7 8 9

あ べ と も よ	後 藤 克 己	伊 藤 祐 司	
-----------------------	------------------	------------------	--

10 11 12 13

C 列

		穂 積 昌 信	川 野 辺 達 也	大 和 勲
--	--	------------------	-----------------------	-------------

1 2 3 4 5

安 孫 子 哲	金 井 康 夫	井 下 泰 伸	岸 善 一 郎	薬 丸 潔
------------------	------------------	------------------	------------------	-------------

6 7 8 9 10

金 子 渡	小 川 晶	酒 井 宏 明		
-------------	-------------	------------------	--	--

11 12 13 14 15

B 列

		相 沢 崇 文	高 井 俊 一 郎	森 昌 彦
--	--	------------------	-----------------------	-------------

1 2 3 4 5

斉 藤 優	松 本 基 志	今 泉 健 司	泉 沢 信 哉	伊 藤 清
-------------	------------------	------------------	------------------	-------------

6 7 8 9 10

井 田 泰 彦	加 賀 谷 富 士 子	本 郷 高 明		
------------------	----------------------------	------------------	--	--

11 12 13 14 15

A 列

	大 林 裕 子	牛 木 義	秋 山 健 太 郎
--	------------------	-------------	-----------------------

1 2 3 4

亀 山 貴 史	神 田 和 生	追 川 徳 信	矢 野 英 司	入 内 島 道 隆
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------

5 6 7 8 9

金 沢 充 隆	鈴 木 敦 子	八 木 田 恭 之	
------------------	------------------	-----------------------	--

10 11 12 13

演 壇

議長閉会のあいさつ

議長 星名建市

閉会に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

9月20日に開会した今期定例会は、ただ今をもって、上程された全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

議員各位をはじめ、執行部並びに報道機関の皆さまの御協力に対し、心よりの感謝と御礼を申し上げます。

さて、わが国が誇る「温泉文化」の国連教育科学文化機関、いわゆる「ユネスコ」の無形文化遺産への登録については、先日、超党派の国会議員による議員連盟や「知事の会」も発足し、その機運が高まっているところではありますが、私も去る10月25日、広島市内で開催された全国都道府県議会議長会第173回定例総会において、各都道府県の議長に対し、御理解と御協力を求める発言をいたしました。

また、会議中、議長職を務められた広島県の中本議長さんからは、出席されている各議長に対し、支援と協力を促す温かい御発言をいただいたほか、複数の議長さんからも、賛意の言葉を頂戴し、意を強くしたところでもあります。

今後も微力ながら、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向け、力を尽くしてまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症の状況については、依然として予断を許さない状況が続いているところではありますが、これまでの科学的知見の積み重ね等により、次第にWithコロナの新たな段階への移行が進みつつあり、今後は、引き続き基本的な感染防止対策の徹底のもとで、社会経済活動の正常化に向けた動きが期待されます。

他方で、地域経済は、約3年に及ぶコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等に端を発した原油価格や物価の高騰、そして、急速に進む円安の影響などにより、各方面において深刻な打撃を受けており、その回復に向けての支援が必要不可欠であります。

県議会といたしましても、一日も早く県民の皆さまの平穏な日常生活を取り戻せるよう、引き続きコロナ対策をはじめ、力強い経済の再生とさらなる飛躍に向け、県執行部並びに関係機関との連携を図りながら、全力で取り組んでまいります。

さて、今期定例会では、決算審査において、分科会審査及び総括質疑が行われ、令和3年度歳入歳出決算が認定されました。

また、新型コロナウイルス感染症が発生した介護施設等に対する支援の増額や、年明け以降の愛郷ぐんま全国割の実施など、各種の施策を盛り込んだ令和4年度補正予算が議決となったほか、「個人情報保護に関する法律」の改正に伴い、県の機関等における個人情報保有事務の取扱等を定める条例の制定など、県政全般にわたり活発な議論が交わされました。

加えて、国の各機関に対し、「交通安全施設整備に向けた財源確保等に関する意見書」を提出する運びとなり、さらに、「小児医療センターの方向性について早期の結論を求める決議」が可決されるなどの成果が、示されたところであります。

県議会といたしましては、今後も県の施策に対する提言を、積極的に行うとともに、議員一人ひとりが、高い使命感と強い責任感をもって、自己研鑽^{けんざん}に精励し、県民の誰もが安心して暮らせる、豊かな群馬の創造に向けて、不断の努力を続けてまいりたい決意です。

これから本格的な冬を迎え、寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、時節柄御多忙のこととは存じますが、健康には十分に御留意の上、引き続き本県の発展のために、御活躍されますことを御期待申し上げますとともに、県民の皆さまにとって、来たるべき新年が明るく希望に満ちた年となりますよう祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

委員会活動

県外調査

議会運営委員会



熊本市議会

- 1 期 日 令和4年11月1日(火)～2日(水)
- 2 開催場所 ◎熊本市議会（熊本県熊本市）
◎福岡県議会（福岡県福岡市）
- 3 出席委員 今泉副委員長、星野、狩野、
後藤、金子、小川、伊藤（清）、
大和、森、高井の各委員
- 4 県議会事務局出席者 議会事務局長、議事課長
- 5 調査の概要

◎熊本市議会（熊本県熊本市）

熊本市は、人口約73万人余（令和4年8月1日現在）と、熊本県で最大の都市であり、平成24年4月に政令指定都市に移行している。

市議会では、定例会は年4回制をとっているほか、7つの常任委員会（予算決算、総務、教育市民、厚生、環境水道、経済、都市整備）及び、2つ

の特別委員会（庁舎整備に関する、大都市税財政制度・都市問題等）が設置され、各所管事項等に関する審査・調査が行われている。

特に、市議会では、タブレット導入によるペーパーレス化をはじめとしたICT化の取組やビデオ通話を活用したオンライン委員会の開催、YouTubeを活用した委員会中継など、さまざまな議会改革や議会活性化の推進に積極的に取り組んでいる。

また、市議会では、政策立案や法務機能の充実など、さらなる機能強化を目指すため、令和3年4月から「議会事務局」を「議会局」へ組織を改編している。

については、熊本市議会における議会運営の状況と併せ、議会改革や議会活性化の取組などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

熊本市役所議会棟 5階 特別委員会室

イ 説明者及び出席者

熊本市議会議会局 議事課 課長補佐

ウ 説明内容

資料により、議会運営の状況及び議会改革並びに議会活性化の取組について説明。



概要説明の様子

【主な質疑】

問：SideBooks と LINE WORKS の使い分けについて、もう少し詳しく伺いたい。

答：SideBooks と LINE WORKS には、執行部から提供される議案書や予算書等は全部掲載している。SideBooks には連絡機能がないので、LINE WORKS 側で議員に掲載した旨の通知をしている。SideBooks は、会議用としてタブレット端末を利用しており、LINE WORKS は、議員が自宅においてスマホやパソコンを利用して資料確認するなどの使い分けをしている。

問：2つのシステムがあると議会事務局の事務作業が大変とを感じるがどうか。

答：執行部から提供があった資料については、2つのシステムに議会事務局が掲載しているの、忙しくなる時もある。

問：SideBooks は会議用としてタブレット端末を利用しているということであるが、個人端末で LINE WORKS が利用できるのであればタブ

レット端末は不要と思うがどうか。

答：今現在の運用として、本会議においては、タブレット端末のみとなっている。委員会については、個人端末で LINE WORKS が利用でき、書き込み等も可能ということでペーパーレス化の推進につながるのではと考えている。ただし、現状ではタブレット端末か紙を持ち込んでいる議員が多い。

問：SideBooks と LINE WORKS を利用しているが、議員の ICT 活用の習熟度はどうか。また、苦手な議員の対応はどうしているか。

答：苦手な議員もいる。ペーパーレス化を推進する方向であるため、そういった議員の対応として、会派共有の資料として希望数の紙を配付している。

問：委員会審査を YouTube でインターネット配信をしているとのことであるが、一般市民の閲覧状況はどうか。

答：閲覧の回数は分かるが、一般市民がどのくらい閲覧しているのかは分からない。注目度の高い委員会は多くの一般市民が閲覧しているのではないかと思う。

問：議会改革の取組において、議会顧問弁護士の設置とあるが、どういう役割をする弁護士なのか。

答：議員や議会事務局において、法的に整理が必要な事案であると判断した時に、議会顧問弁護士に相談している。現在のところ議会としてあまり相談がないので、相談料は安めに設定いただいている。また、具体的な相談内容は、費用弁償の額の妥当性や、公職選挙法の寄附制限に当たるかどうかなどの相談である。

問：オンライン委員会が3回開催されているが、オンラインで開催した理由は何か。また、オンライン委員会は災害時にも開催できる規程になっているのか。

答：新型コロナウイルス感染症の濃厚接触などで、外出制限によりオンラインを希望されたものである。また、現在の規程では災害時の対応は想

定していないが、全国市議会議長会から通知が発出され、災害時にも対応できるように見直しを行っているところである。

問：SideBooksからは印刷ができないという説明であったが、それはなぜか。

答：SideBooksを閲覧するタブレット端末は、執行部側においてセキュリティの関係で各種制限を掛けているためである。

問：議会事務局から議会局へ組織改編されたことによって、人員増や予算増がなされたのか。

答：人員も予算も増えていない。ただ、調査課から政策調査課に改編されたことにより、より政策的な活動を行おうという流れが出てきた。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○高井委員

熊本市議会では政策立案や法務機能の充実など、さらなる機能強化を目指すため「議会事務局」を「議会局」へ組織改編している。

市議会では、タブレットの導入によるペーパーレス化をはじめとしたICT化の取組やビデオ通話を活用したオンライン委員会の開催、YouTubeを活用した委員会中継など、さまざまな議会改革や議会活性化の推進に積極的に取り組んでいる。

転機になったのは、2016年の熊本大地震で緊急時に対応できるように一気にICT化への環境整備を行ったが熊本市議会の最大の特徴は、LINE WORKSとSideBooksを併用していることである。

SideBooksが入っているタブレットは執行部からの貸借であるために各種制限があり、不都合が生じたために、議会独自でLINE WORKSを併用することで議員の個人の端末からもデータの受け渡しや印刷も可能としたほか、クラウドやビデオ会議、情報共有の迅速化と円滑化などの機能強化も進めている。

◎福岡県議会（福岡県福岡市）

福岡県は、現在、60市町村、人口が約511万人余

（令和4年8月1日現在）、議員定数は87人となっている。

県議会では、定例会は年4回制をとっているほか、8つの常任委員会（総務企画地域振興、厚生労働環境、県民生活商工、農林水産、県土整備、建築都市、文教、警察）及び、8つの特別委員会（空港・交通インフラ調査、子育て支援・人財育成調査、再生可能エネルギー等調査、国際化・多文化共生社会調査、ワンヘルス・地方分権調査、スポーツ立県調査、予算（2月又は6月定例会）、決算（9月定例会））が設置され、各所管事項等に関する審査・調査が行われている。

また、県議会では、市町村議会も含めた県内の地方議会からハラスメントを根絶するため、本年6月21日に都道府県で初となる「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」を制定した。

については、福岡県議会における議会運営の状況、ハラスメント根絶条例に基づく取組と併せ、議会改革や議会活性化の取組などについて調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

福岡県議会 議会棟2階議会運営委員会室

イ 説明者及び出席者

福岡県議会事務局 副理事、総務課 課長補佐ほか

ウ 説明内容

資料により、議会運営の状況及びハラスメント根絶条例に基づく取組並びに議会改革や議会活性化の取組について説明。



概要説明の様子

【主な質疑】

問：本会議が年4回ということであるが、通年制の流れがある中において議論をされたことはあったのかどうか。

答：本県において議論されたことはない。

問：質問時間に答弁時間が含まれていないとのことであるが、答弁時間はどのくらいかかっているのか。

答：おおむね質問時間と同じくらいかかっている。

問：特別委員会の設置が4年に1回とのことであるが、固定した形になるのか。

答：基本的にはその通りであるが、社会情勢に応じて変えることもある。

問：福岡県議会の女性議員は何人いるのか。増えている傾向にあるか。

答：7人いる。減少傾向にある。

問：議会庁舎に女性更衣室があるが元々あったのか。また、活用状況はどうか。

答：議会庁舎を建てた時からある。また、今はほとんど使われていない。

問：会派ごとに質問時間が割当てられた中で、全員が質問しているのか。

答：可能性があるが、会派ごとによる。当選回数が多い年長議員は質問されることが少ない。

問：ハラスメント根絶条例の第1条において、福岡県内の全ての地方議会に関するが、市町村議会とはどのようにコンセンサスをはかった

のか。

答：市町村議会に意見照会を実施してはかった。

問：議員提案政策条例検討会議の仕組みはどういうものか。

答：5人以上の所属議員を有する会派の代表者2人を選出してもらい、合計9人で構成されている。毎年、年度初めに取組テーマを協議し、1年度につき1本は条例を作るように取り組んでいる。

問：議員活動において、ハラスメントに当たる範疇はんちゆうの事例はどうか。

答：本県議会において、現在のところハラスメント事例がないので説明ができないが、弁護士と相談している中においてもハラスメントの処理は難しく苦慮しているところである。余程の事案ではない限りはハラスメントとして想定していない。

問：第三者による助言がメインとのことであるが、注意・勧告の対象となる案件は議員が対象となるのか。

答：議員同士に争いがあると議会運営に支障が生じるため、議員が対象となる。

問：弁護士との相談費用はどのくらいかかるのか。そのための予算は確保しているのか。

答：相談費用は弁護士との協議になる。また、予算はかなり多めに要求している。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○森委員

福岡県議会において、事務局担当者より説明を受け、その後に質疑応答を行った。

福岡県議会は8常任委員会8特別委員会を設置し、一般質問は原則45分で当初予算提案のみ60分(答弁時間を除く)、基本的には知事答弁となっている。決算特別委員会は定数31人とし、議会改革はプロジェクトチームを設け、事務局内に「政策企画支援室」を設置して政策立案の強化を図っている。

また、「議会関係ハラスメント根絶条例」は、「政治分野における男女共同参画の推進」の趣旨を踏まえハラスメント根絶に取り組み、検討会議を経て議員提案により都道府県で最初に制定された。

なお、条例は県議会議員等の責務や市町村議会と

の連携、被害防止に向けた相談体制などが明文化されおり、今後の運用が期待されている。

今回調査した議会運営やハラスメント根絶条例及び議会改革と議会活性化の取組等を参考として、引き続き調査研究してまいりたい。

図書広報委員会



金沢市立金沢海みらい図書館

- 1 期 日 令和4年11月1日(火)～2日(水)
- 2 開催場所 ◎富山県議会（富山県富山市）
◎金沢市立金沢海みらい図書館（石川県金沢市）
- 3 出席委員 萩原委員長、松本副委員長、酒井、薬丸、大林、金沢、秋山、牛木、鈴木の各委員
- 4 県議会事務局出席者 政策広報課次長
- 5 調査の概要

◎富山県議会（富山県富山市）

富山県議会では、県議会広報紙「TOYAMA ジャーナル」の発行、議会ホームページの運営、インターネット中継、SNSでの情報発信などの議会広報を行っている。

「TOYAMA ジャーナル」は、初めて選挙権を持つ18歳の若者が読んでもわかりやすい広報紙を作ろうと、議員10人を中心に広報編集委員会が結成され令和3年度に創刊された。若い世代向けのテーマ設定やデザインで、議会をより身近に感じられる紙面となっており、議会広報紙とは思えないほどのクオリティに仕上がっている。また、配布方法についても、全国では議会広報紙を全戸配布するケースが多い中、政治に興味を持ってもらいたい若年層を主な対象として高校等に集中的に配布している。

については、「TOYAMA ジャーナル」をはじめ、富山県議会の議会広報の取組状況について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

富山県議会議事堂 2 階大会議室

イ 説明者及び出席者

富山県議会広報編集委員長、富山県議会調査課長ほか

ウ 説明内容

資料により、富山県議会広報の概要について説明。



概要説明の様子



富山県議会議事堂 2 階大会議室にて

【主な質疑】

- 問：TOYAMA ジャーナル創刊号と 2 号で制作者が違う気がするが、制作費用の違いもあるのか。また、議員紹介ページに飛ぶ QR コードがよい。群馬県でも取り入れたい。
- 答：業者はプロポーザルで決定しているが、2 号は内容の提案までしっかりしてくれる業者を選んだ。予算は同じである。
- 問：どこに配布しているのか。

答：高校生に配ることを主眼に置き作成しているため、県内の高校のほか、行政機関、図書館、公民館等に配布している。また、必ずしも紙媒体にこだわっていないため、ホームページにも掲載している。

問：ホームページ上での閲覧回数はどのくらいか。

答：把握していない。

問：わかりやすい冊子であるため、一般の方の目にもっと触れる機会があると良いのではないか。この先も高校生向けとして作成していくのか。

答：広報紙を作ることが決まった時、次世代の子たちに知ってもらいたいという思いで作り始めたので、今後も方針を変える予定はない。ただ、一般の方が見ると少しくだけすぎている部分があり、時に厳しい意見をいただくこともある。

問：TOYAMA ジャーナルの発行部数と、一般向けの広報紙の発行部数は。

答：TOYAMA ジャーナルは 5 万部である。一般向けの「こんにちは富山県議会です」は、広報紙というより議会を案内するパンフレットであり、何部発行してどこに配るといったものではない。

問：広報編集委員は何人か。

答：10 人である。

問：編集委員と事務局の役割分担は。

答：この広報紙を作る際、事務局に過度な負担をかけることはやめようということになり、基本的には広報編集委員会が責任を持って作るようになった。事務局は発行のためのスケジュール管理や、配架・教育委員会への配布手続きなどを行っている。

問：高校生向けということ意識することによって、議員の中で政策等に変化はあったか。

答：TOYAMA ジャーナルに載せる質疑を選ぶ際、若者向けの質問を意識して選んでいる。

問：第 2 号は、2 月定例会の質疑を載せているが、定例会ごとに質問は載せないのか。

答：定例会ごとに発行しておらず、年 1 回の発行で

あるため、ほぼ全員が質問する2月定例会を対象としている。自分たちで特集を組み編集も行っているため、年1回の発行で手いっぱいである。

問：予算特別委員会のインターネット中継をするに至った経緯と、大変さについて伺いたい。

答：開かれた議会について議論する中で、本会議場の質疑よりもっと細かく率直な質疑を行っているのは委員会の方ではないかという話になり、議会改革推進委員会で実施を決めた。始めは機材のトラブルがあったり、議論が白熱して不規則発言があったりしたが、最近は公の場で発言しているという意識も高まり、ネットの再生回数も伸びてきている。

問：質問は通告制か。

答：大まかな通告であるため、お互い緊張感を持って議論している。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○薬丸委員

富山県議会では、選挙権年齢の18歳引き下げをきっかけに、議会広報紙を発行することを決定し、議員10人を中心に広報編集委員会を結成。高校生などの若年層にターゲットを定め、「TOYAMAジャーナル」の制作を開始したそうです。

編集は出版社で編集経験のある委員が主に担当し、デザイナーの協力を得て、若者が関心を持つ広報紙にすることを意識したそうです。そうして特集テーマを「SDGs」にした創刊号が令和3年6月に発行されました。その後、読んだ方々へのアンケート調査も実施し、関心度や改善点の把握に努めたそうです。

令和4年7月に発行された第2号では、富山県内の高校へ県議会議員が出向く出前講座の様子を特集して、若者の関心を引く工夫をするとともに、表紙デザインにもこだわり、思わず面白そうと感じる表紙になっていました。

若者にターゲットを絞るという大胆な方針の一方で、アンケート調査も実施するなど、その大胆さと緻密さが参考になりました。

○大林委員

富山県議会において議会広報紙「TOYAMAジャーナル」の発行やインターネット中継等を中心に話を伺った。

TOYAMAジャーナルを作成するにあたり、まず一般的な新聞折り込みのものと雑誌型のものを作り、県民の意識調査を行った。その結果を踏まえ、雑誌型を年1回発行し、県議会ホームページに掲載、主権者教育用に県内高校生全員に配布するとともに、公民館、図書館、市役所等に配架することを決めて、令和3年6月に創刊された。高校生にもわかるよう、そして興味関心が持てるよう工夫を重ねている。また、このTOYAMAジャーナルを用いながら、県議会議員が高校に出向き、出前講座にも取り組んでいる。出前講座については、主権者教育を推進するとともに、高校生の問題意識がどこにあるかがわかり、議会側にも有効であることも述べられた。

インターネット中継については、本会議だけでなく、委員会審議も中継している。議案決定に至る委員会での審議が、より大切ではないかとの考えからインターネット中継に取り組み、大変ではあるが、良い結果をもたらしていると伺った。

未来を担う高校生にターゲットを絞り広報紙を作成したこと、それを主権者教育に用いる取組は、ぜひ群馬県でも考えるに値するものであり、取り入れたいと思った。

◎金沢市立金沢海みらい図書館（石川県金沢市）

金沢市立金沢海みらい図書館は、平成23年に金沢市西部地区の教育文化の発信拠点として、金沢市4番目の図書館として開館した。

図書館周辺地は、藩政期に北前船の寄港地であったほか、醤油や機械工業など多様なものづくりが盛

んな土地柄であることから、それらの地域情報に関する蔵書の充実を目指している。また、金沢市内にある他の姉妹都市図書館との交流を図る拠点としての役割を担い、相互理解を目指した事業を展開している。

さらに、図書館機能に加えて、地域住民が会議やイベント、展示などに利用できるホールや集会室などの交流機能が設けられているほか、外壁に約6,000個の丸窓を配置するなど斬新な建物デザインが国内外で話題となり、米国旅行ガイドでは「世界の魅力的な図書館ベスト20」にも選ばれ、建築物としても注目を集めている。

については、特色ある図書館として、国内外から注目を集めている本図書館の取組について調査を行った。

(1) 概要説明

ア 説明会場

金沢市立金沢海みらい図書館 1階集会室

イ 説明者及び出席者

金沢市立金沢海みらい図書館 館長、館長補佐

ウ 説明内容

資料により、金沢市立金沢海みらい図書館の概要について説明。



概要説明の様子

(2) 視察の状況



館内視察の様子



一般図書コーナー

【主な質疑】

問：自動化書庫から本を取り出すために3分から5分かかるそうだが、操作は利用者がするのか。

答：職員が操作する。利用者の中には、わざと取り出しにくい本を依頼し、職員に遅いと言うクレマーがいるため苦慮している。

問：自動化書庫導入のメリットはあるか。

答：利用者が手に取れる蔵書が27万冊と限られているため、貸出頻度の低い蔵書を書庫に入れて配架場所を確保している。

問：この場所に図書館が進出した経緯と、工夫されたデザインに決定した経緯を教えてください。

答：もともと村田製鉄所があった土地を金沢市が買い取り、10年ほど利用していなかったところ、地元からまちづくりの核となる図書館を建設し

て欲しいという要望があり建設に至った。デザインについてはコンペを行い、シンプルで斬新なデザインということで選ばれた。

答：金沢市内に図書館が4カ所もあるが、図書教育に力を入れている背景を伺いたい。

問：昭和5年に玉川図書館の前身を、金沢市内の有名な建築家である谷口親子が手がけた。その頃から県立図書館より市立図書館の方が規模が大きく市民から親しまれており、金沢市が合併で大きくなるにつれ、図書館を増やした経緯がある。また、加賀百万石と言われるが、力を持つ加賀藩が徳川に目をつけられないよう、警戒心を解くために文化や教育に力を入れていたためではないかと思う。

問：今年7月にリニューアルオープンした石川県立図書館と、何か連携はしているのか。

答：図書館司書の研修や相互貸借の制度はあるが、連携して何かを企画することはない。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○金沢委員

米国旅行ガイド・フォダーズの「世界の魅力的な図書館ベスト20」に選出されるなど、国内外から高い認知度と評価を得ている金沢海みらい図書館は、平成23年5月に金沢市内4カ所目の市立図書館として開館した。市内の西部地区を主なサービス対象エリアとし、蔵書冊数は約33万2千冊（令和4年3月末時点）。全図書にICタグを装備するなど、ICT活用の推進にも力を入れている。

また、図書館機能に加え、交流ホールやグループ活動室などの地域開放、多様なイベント・セミナーの開催等により、幅広い世代や地域間の交流拠点としての機能も備えている。

当日は館内全体を視察させていただきながら、地

域のランドマークとしての斬新なデザインの外観、自然光や効率的な空調システムなどを利用したエコロジー設計などについても詳細な説明を伺うことができた。

本県の現在の県立図書館については築44年を経過し、老朽化への対応とともに、今後の在り方が現在大きな議論となっている。地域密着型の運営、ICTの活用、斬新な建築デザインなどにより高い評価を得ている金沢海みらい図書館は、にぎわい創出型の公立図書館像として、本県における新たな時代にふさわしい県立図書館を検討する上で大いに参考となった。

○牛木委員

金沢市内には玉川、玉川こども、泉野、金沢海みらい図書館の4つの図書館があり、半径4km圏内を「自転車で気軽に移動できる距離」と考えると、この4カ所でおおよそ市内をカバーできることになる。市内中心部に位置する玉川・玉川こども図書館が交通渋滞を避けるために駐車場を有料化したことと対照に、金沢海みらい図書館は車・自転車それぞれ100台ずつの駐車スペースを設け、地域交流拠点としての機能を持たせることで差別化を図っている。

図書館としては、ICタグを取り入れた管理方法や、貸出頻度の低い図書の保管スペース効率化を図るための自動化書庫の導入など、最新の設備を備えている一方で、機械のメンテナンス費用については悩みの種となっている。しかし、地域密着型の図書館として、地域セミナーの実施や交流祭といった行事を通じて、地域住民の利用促進を図る仕組みが成功し、令和4年度3月末時点で図書館カードの登録者数が51,000余と順調に推移している。群馬県立図書館の建替の際、いかにして利用者を増やすかということを考えるときに非常に参考になる図書館であった。

議会基本条例推進委員会



石川県議会

- 1 期 日 令和4年11月10日(木)～11日(金)
- 2 開催場所 ◎石川県議会（石川県金沢市）
◎福井県議会（福井県福井市）
- 3 出席委員 岸委員長、斉藤副委員長、金子、伊藤（清）、大和、本郷、穂積、今泉、八木田、相沢、亀山の各委員
- 4 県議会事務局出席者 議会事務局長、政策広報課長

5 調査の概要

◎石川県議会（石川県金沢市）

石川県議会では、平成22年6月に制定された議会基本条例に基づき「石川県議会改革推進会議」を設置し、継続的な議会改革に取り組んでいる。

また、同年9月からは議会の政策立案機能等の充実・強化を目的に「石川県議会政策調査会」を設置し、議員提案による条例の制定を進めているほか、知事への政策提言を行っている。

については、今後の議会改革と議会の政策立案機能

強化の参考とするため、石川県議会における取組を調査した。

加えて、若者の政治への関心を高める取組の参考とするため、「ふれあい親子県議会教室」の取組について調査した。

(1) 概要説明

- ア 説明会場
石川県議会議事堂 特別委員会室
- イ 説明者及び出席者
石川県議会事務局長、次長兼総務課長、総務課参事、企画調査課長ほか
- ウ 説明内容
説明資料により、下記について説明
 - ・石川県議会における議会改革の取組について
 - ・若者の政治への関心を高める取組について（ふれあい親子県議会教室）



概要説明の様子

【主な質疑】

- 問：議会基本条例の中に反問権について記載されているが、これは委員会の中で許可を受ければ実施できるという理解でよいか。
- 答：許可を得れば知事からの逆質問が可能であるが、これまで行使された実績はない。
- 問：反問権が行使されそうになったという状況は過去にあったか。
- 答：反問権そのものがあまり意識されていない状況である。疑義があれば、その前段階で調整を行っている。
- 問：予算委員会は常設か。委員の範囲はどうなっているか。
- 答：常設である。議長を除く全議員が委員となっている。定例会ごとに10人が質問する形で、1年に必ず1回質問できる形である。持ち時間については、6月・9月・12月は30分で、2月は60分である。
- 問：議員提案条例は本県も制定しているが、それを検証しているところが素晴らしいと感じた。検証をしていく中で、どのような効果が出ているか。
- 答：条例は制定して終わりではなく、条例の効果が出ているかを検証することが大事である。検証するタイミング等は決めていないが、執行部とともに検証し、条例を制定してどのような効果が出ているかなど、確認しているところである。

問：石川県議会基本条例の第10条第2項で、「学識経験者等で構成する調査・諮問等のための機関を設置できる」とされているが、具体的な事例はあるか。

答：これまで設置された事例はない。

問：同じく条例第10条第3項において「県民参加の機会の充実を図るための、委員会における公聴会及び参考人制度の積極的な活用」とあるが、事例はあるか。

答：最近の事例はない。過去には参考人を鉄道関係で呼んだことがあると聞いている。

問：予算委員会は、元は決算特別委員会と同じく10人の委員で構成されていたところを全員が質問できるように定数を変えたのか。

答：予算委員会については、もとより全議員が委員となる形である。

問：決算特別委員会は委員数が10人とのことであるが、どのような形で決算審査を行っているか。

答：委員が5日間で決算を全て審査し、12月定例会において決算の認定を行っている。

問：本県では1年ごとに特別委員会の設置を見直しているが、貴県の状況はどうか。

答：2年ごとに見直しを行っている。

問：ふれあい親子県議会教室については小学生対象とのことだが、高校生や大学生に対する取組は行っているか。

答：現状では行っていない。

問：ふれあい親子県議会教室の「ふれあいトーク」とは具体的にどのようなものか。

答：いくつかのグループに分かれ、児童からの質問に議員が答えるものである。「なぜ議員になったのか」や、「議員になってよかったことは何か」などの質問が多く寄せられている。

問：今後、取組を中学生や高校生に広げる検討などはしているか。

答：現時点では検討していない。

問：政策調査会で令和3年度に「いしかわ子ども総合条例」の見直しを行っているが、これはどの

ような内容を見直したものか。また、この条例は議員提案条例か。

答：本条例は議員提案条例ではなく、盛り込んだ内容が議会から提案した部分であったため、見直しを行った。具体的には、「保護者は携帯電話等を子どもに持たせない」という記載であった部分を、ICT教育の推進やGIGAスクール等を背景に「持たせない」という部分が時代にそぐわなくなったため「賢く使う」という内容に変更したものである。

問：石川県議会のマスコットキャラクター「石若丸」はどういった経緯で決定されたものか。

答：石川県議会だよりを作成するに当たり、当時の印刷業者が作ってくれたものである。使用については広報広聴会議で決定し、名前は公募により付けたところである。平成24年頃からこのキャラクターを活用している。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○金子委員

石川県議会では、平成22年6月に制定された「石川県議会基本条例」に基づき「石川県議会改革推進会議」を設置し、継続的な議会改革に取り組んでいます。

これまでに、予算特別委員会の常任委員会化、政務活動費の議会ホームページでの公開、タブレットの導入とWi-Fi環境の整備等を検討・実施しています。

また、同年の9月からは議会の政策立案機能等の充実・強化を目的に「石川県議会政策調査会」を設置し、「いしかわの酒による乾杯を推進する条例」「歯と口腔の健康づくり推進条例」「スポーツ推進条例」「県産材利用促進条例」の議員提案・制定を行い、議員提案条例の施行後の状況等についての研修会も開催しています。さらに、知事に対し、新型コロナウイルス感染症と新しい生活様式に関連する政策提言も行ってきました。

平成28年度からは、小学校4～6年生を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、保護者とともに、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議会探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をPRしています。

議員提案条例に基づく施策の取組状況等についての研修は、PDCAサイクルを検証する上でも必要な取組であると感じました。

○亀山委員

11月10日(木)石川県議会における議会改革の取組について調査を実施しました。

石川県議会では、平成22年6月に議会基本条例の制定に伴い、議会改革推進会議が設置されました。同年の9月には、石川県議会政策調査会を設置し「議員提案による条例の制定」や「知事への政策提言」を行っています。議員提案による条例は、政策調査会において効果・検証されていて、政策立案力の向上につながっているとのことでした。

また、県民に身近な議会を目指した取組として「ふれあい親子県議会教室」が開催されています。小学4～6年生の親子を対象に夏休み中の社会学習の一環として開催され、応募倍率は3倍にもなり、関心の高さ、県民への浸透度の高さを感じました。

群馬県議会でも、GACHi高校生×県議会議員やぐんまシチズンシップ・アカデミー等に取り組んでおりますが、今回の調査で得たものを、今後の群馬県政のさらなる発展に生かして取り組んでまいります。

◎福井県議会（福井県福井市）

福井県議会では、設置されている4つの常任委員会ごとに、各会派から選出された議員及び議会局職員で構成する「政策調査チーム」を令和元年度から設けている。

政策調査チームでは定例会ごとに論点となる県政課題について調査するほか、委員会で議論される行政計画の勉強会や、視察のための事前調査等を実施

し、その調査内容を常任委員会の委員である各議員と共有することで委員会審議の充実を図っている。

については、今後の委員会審議をより充実化させるための参考として、福井県議会における取組を調査した。

加えて、若者の政治への関心を高める取組の参考とするため、「ふくい高校生県議会」の取組について調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

福井県議会議事堂 大会議室

イ 説明者及び出席者

福井県議会議会局長、議事調査課長ほか

ウ 説明内容

説明資料により、下記について説明

- ・議会改革検討会議について
- ・県政調査チームについて
- ・ふくい高校生県議会について



概要説明の様子

【主な質疑】

問：第19次民主議会に向けた検討結果報告書において、議会事務局を「議会局」に改めたとのことであるが、それにより大きく変わった点などはあるか。

答：議会局へと変わったが、組織体制の変更や人員の増は認められていない。変わった点としては二元代表制の一角を担い、議会局として議員を

支えるという職員の意識の部分になる。

問：常任委員会の論点整理を行うための政策調査チームは、議員と事務局職員で構成とのことであるが、若手議員が中心となっているのか。

答：各党派から若手の議員を選出してもらっている。事務局も入っているので、期が上の議員だと自由な発言もしにくいことから、若い議員の方が活発な議論ができると考えてのことである。

問：県政調査チームにおける職員の役割は何か。

答：論点整理の際の資料準備が主である。職員がベースを作り、重要点を念頭に置いて委員長と相談をしながら進めていく形である。設置当初は事務局が全て段取りして進めていたが、議員からも積極的に意見がもらえるようになってきたところである。

問：群馬県では、特別な事案に関しては特別委員会を設置して議論しているが、福井県議会においては県政調査チームで特別な事案を議論しているのか。それとも、特別委員会は別に設置され、議論されているのか。

答：県政調査チームは、あくまでも常任委員会での議論を活性化させるために設置している。なお、福井県における特別委員会については、現在は予算決算特別委員会のみが設置されている。過去には、原子力対策や新幹線、地方鉄道や人口減少対策等の特別委員会が設置されたことがある。

問：インターネット中継において字幕表示と手話通訳を導入しているが、導入範囲はどこまでか。また、手話通訳者はどこで手話を行っているか。

答：代表質問や一般質問には導入しているが、予算決算特別委員会には導入していない。手話通訳者は議場の外に別室を設け、そこで質疑の内容を聞きながら手話を行い、中継映像に重ねて放送している。

問：字幕表示はリアルタイムで行っているのか。

答：業者に委託し、リアルタイムで行っている。代表質問や一般質問は、事前に審議の内容を頭に

入れてもらったうえで字幕対応をしているが、特別委員会については一問一答形式であり対応していない。

問：県政調査チームのメンバーは1年ごとに替わるのか。

答：そうである。

問：県政調査チームの活動は、論点整理のほか視察先の調整、勉強会の実施など、相当な負担があるように思われるが、実際はどうか。

答：負担は大きいですが、議員側から視察先候補や勉強会のテーマ案など、積極的に提案いただいている。

問：ふくい高校生県議会は応募も多いようだが、担当する議員はどのように決めているか。

答：立候補である。OBであるとか、地元の高校という理由で立候補して下さっている。

問：提言書作成の流れはどのようになっているか。

答：提言書は高校生が案を作り、そのチームを担当する議員はアドバイスのみ行っている。執行部側は、提言案の作成には関わっていない。高校生は県の事業等について予め勉強し、調べたことを元に提言案を作成する。模擬常任委員会等を行う中で提言案を修正し、最終案を提出する流れとなる。

問：模擬常任委員会には執行部も立ち会うのか。

答：模擬常任委員会では、高校生が委員となって質問を行い、執行部がそれに答える形である。マスコミにも公開しているので、執行部もしっかりと準備をして対応している。模擬常任委員会の中だけで終わってしまう議論もあるが、それを受けて執行部側が対応した事例もあるとのことである。

問：ふくい高校生県議会は、毎年同じ学校が応募してきているのか。

答：毎年応募する高校もあれば、学校行事等の都合により単発で応募する高校もあり、さまざまである。実施の際は、厳正なる抽選で参加高校を決定している。

問：手を上げない高校もあると思うが、それらに対して何かアプローチをしているか。

答：公立高校に対しては、特別なアプローチは行っていない。私立高校については、学校数も限られるため、ある程度ローテーションのような形で参加いただいている。

問：特別支援学校も対象としているか。

答：対象としているが、これまで応募いただいたことはない。

問：今後、この取組をもっと大きくしていくような考えはあるか。

答：現時点では大きくするような考えはない。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○八木田委員

福井県議会は、平成20年より任期ごとに議会改革検討会議を設置し、改選前の任期最終年に報告書を議長に提出、次の任期に引き継ぎ、改選後報告書の内容を検討・実行という形で継続的に行われている。このような状況の中、県政課題や行政計画調査による委員会審議の充実のため、「政策調査チーム」が設置され、新しい感覚で政策課題を捉えるため、経験少ない議員と議会局職員が対等の立場で参加、活動している。新しい発想を求めるための手法は、参考になるものと思われる。

また、福井県議会は政治参加意識向上の取組として、高校生議会を開催している。常任委員会委員として高校生が参加し、感じた政策課題を解決するための提言をまとめたうえで提出。実際に執行部側が対応した事例もあるとのこと、高校生に政治を身近に感じてもらう効果が出ており、本県でも参考にすべきと感じた。

○相沢委員

県政調査チームは、常任委員会での議論を深めることを目的に設置しており、若手議員と議会局職員から構成されています。

定例会毎に「議論すべき重要テーマ」を各常任委員会の調査チームで論点整理をして、その議会中に議論することを議会全体の共通認識としているとのことです。

論点整理が行われることにより、定例会において議会全体で議論すべきテーマを示すことは大変興味深い取組です。

ふくい高校生県議会は高校生が委員となり意見交換を行い、提言書を作成・発表しています。

「若者の居場所が欲しい」との意見が出され、卓球台を街なかに作ることを協議し実現しました。

県議会でも高校生からの声を県政にどのように反映していくのか、県当局との議論が活発化しています。

高校生が実際に議員や当局と議論をして、自らの声がかたちになることなどを通じて、若者の主権者意識の醸成や投票率の向上につながる魅力的な取組です。

選挙区等検討委員会



三重県議会

- 1 期 日 令和4年12月21日(木)～22日(金)
- 2 開催場所 ◎三重県議会（三重県津市）
◎滋賀県議会（滋賀県大津市）
- 3 出席委員 中沢委員長、伊藤（清）副委員長、
久保田、星野、小川、大和、
井田（泰）、今泉、相沢の各委員
- 4 県議会事務局出席者 議会事務局長、総務課長
- 5 調査の概要

◎三重県議会（三重県津市）

三重県議会では平成25年1月から平成26年5月に

選挙区等調査特別委員会による検討を行い、議員定数を51人から45人に6人減員し、選挙区数を17から16に条例を改正し、次々回（平成31年4月）の選挙から施行することとした。しかし、平成30年3月、定数及び選挙区数を条例改正前に戻す条例案が提出され、可決された。さらに、平成30年6月から9月には、平成26年5月の条例改正の状態に戻す条例案が提案されたが、こちらは否決された。

このように、議員定数、選挙区について議員の意見をまとめることが困難な状況もあり、専門家の意

見を参考にするため、三重県議会では、令和5年4月に予定されている次期三重県議会議員選挙に向けて、令和元年6月28日に、三重県議会基本条例に基づく調査機関として、学識経験を有する者8人からなる選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置した。調査会では、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割並びにそれらを踏まえた三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について調査し、令和2年10月調査をとりまとめた報告書を議長へ提出した。

その後、調査会の報告書の内容を尊重しながら、正副議長において選挙区及び定数の案を作成し、これを基に議会全体で検討を始め、全ての会派から正副議長案に関する意見聴取を行い、議会としての案を作成した。

議会案の内容は、定数を51人から48人と3人減とするもので、選挙区別では伊勢市選挙区と鳥羽市選挙区を合区し定数を1人減、尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し1人減、伊賀市選挙区の定数を1人減とするもので、令和3年5月可決・成立している。

については、本委員会において調査・研究している「定数や選挙区の在り方」について、三重県議会における状況（第三者機関の設置に至る経緯や委員の選定基準、報告書の位置付けなど）とともに、地域間の均衡や各選挙区間における一票の格差是正の考え方等を調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

三重県議会議事堂 601特別委員会室

イ 説明者及び出席者

三重県議会事務局長、企画法務課長、企画法務課法務班政策法務監兼班長ほか

ウ 説明内容

資料により、下記について説明

- ・議員定数及び選挙区数の見直しの推移
- ・選挙区及び定数に関する在り方調査会

・調査会の報告書を受けての議会の対応



概要説明の様子

【主な質疑】

問：議員1人当たりの選挙区の面積に対しての議論はなされたか。

答：平成17年の特別委員会において、三重県内で当時の最大選挙区（旧津市と周辺の市町村10市町村が合併）を超えない面積の選挙区にするという意見があり、以後、議論はあった。しかし、今般、いわゆる幹線道路（高規格道路）ができたことで、非常に行き来がしやすくなり、今回の検討では、面積については特に議論はなかった。

問：第三者委員会の有権者の方々の登用に係る費用はどの程度か。

答：検討会を東京事務所で開催し、三重県には現地調査でお越しいただいた。講師の方にお越しいただくと、基準通り大学教授クラスで1万5千円である。非常に安い費用で対応していただいている。

問：検討を重ねた中で、大きな問題だったと考えられる点など、参考にお聞かせいただきたい。

答：議員1人当たり人口で見たときに、配当基数1を超える数字を持っている選挙区であるが、合区の対象にはならない選挙区について、これまで三重県議会の中で、1人区の選挙区の定数を増とするという議論が行われていないという状

況であった。機械的に増とするというような議論を考えるのも一つの方法であったかと思う。

問：亀山市選挙区の合区について強制合区はできないが、任意合区についての検討や調査はしたのか。

答：亀山市選挙区の合区については、強制合区はできず、任意合区もできない。町村部との合区はできるが、亀山市の周囲は市ばかりのため、これもできない。

問：1人区を解消するというのが大前提になっているが、逆に言うと1人区でもいいという議論はなかったか。町村部など地域のまとまりを、優先すべきだという議論はなかったのか。

答：2人区にするということは、これまで三重県議会として議論されていなかったため検討しきれなかったということで、現状の1人のままとなった。今後、新たな議会のもとで議論することになるだろう。

問：交通事情が改善されたということだったが、端から端まで大体どのぐらいの時間かかるか。

答：車で1時間半程度である。

問：平成28年5月、平成30年7月の選挙区調査特別委員会で合意が得られなかった経緯について詳しく教えていただきたい。

答：最終的に合意が得られなかった平成28年の特別委員会については、それ以前の平成25年1月から平成26年5月までの特別委員会で議論を重ねてきた。総定数を11減らし、45人としたことについて、元に戻すべきかどうか議論があった。元に戻すにしても戻す幅を小さくする等の意見が出され何度か議論したが、最終的に全ての会派をまとめることはできず、委員会として最終結論を出すことはできなかった。

問：パブリックコメントでは、伊賀市に居住している方からの意見提出が圧倒的に多いが、それは選挙区を減らさないでほしいという内容だったのか。

答：伊賀選挙区の声が県議会に届かないことになる

ため、選挙区を減らさないでほしいという趣旨の御意見を多くいただいた。

問：1人区は無投票になりやすいというようなことが理由に挙げられていたが、三重県議会の中で、過去に無投票となった実績があったのか。

答：三重県の場合、1人区のところが無投票の割合が多かったという事例はあるが、全てということではない。現在の亀山市選挙区では、直近の選挙は無投票だったが、それ以前の2回については、選挙が執行されている。一般論として、1人区は無投票が多いという傾向はあるのかもしれないが、三重県に関しては、1人区だから無投票が多いということはなく、2人区でも無投票はある。

問：衆議院選挙との区割りの整合性はどうか。

答：四日市市については、衆議院の2区と3区で割れた状態になっており、おそらく現在の三重県の地勢的にこの解消は多分されないだろうと考えている。それ以外は市町村別、執行市町の区域で分かれており、衆議院の区割りはそれほど影響しないと考えている。

問：今回、第三者機関を設け、措置に基づいての決定ということだが、今後も改正のたびに、第三者機関を設置して、議論を重ねる方向か。

答：まだ、そこまで議論されていない。例えば、全国的な傾向として1人区については無投票が生じやすいとして、可能な限り回避する方も望まれるという有識者の意見があり、一つの後ろ盾になるという意味では、議員が地域で説明しやすく、議員間の納得も得やすい。

今回初めて、この調査会を設け、調査会の報告を参考にした上での正副議長案だったが、最終的には正副議長案はまともならず、有志からの提案という形となった。市町議会からも、県議会はなぜ定数減としないのかというような素朴な疑問もあった。県民からも、一度45人に減らしながら、1回の選挙も開かれず、また50人に戻した経緯に疑問の声があり、何らかの形にしな

ければいけない。しかしながら議員間ではまともまらない。そこで有識者の意見を踏まえた結果、何とか48という数字を出し、全員ではないが、ある程度の人数の方々が、納得したというところである。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○今泉委員

平成11年より選挙区調査特別委員会を設置し、およそ選挙ごとに議員定数の検討を行ってきた経緯について、また、選挙区及び定数に関する在り方調査会の設置等の経緯や委員予定者選定プロセスについても学ぶことができ、学識経験者・法曹関係者・議会関係団体の代表者等、第三者の観点から選挙区及び定数について検討することの重要性を感じた。また、報告書を拝見し、専門的な分野の方々からの意見は、われわれ議員自身が気づきにくい視点も加味されており、私自身は必要性も重ねて感じた。調査会の報告書を受けての議会の対応について、報告書の内容を尊重はしつつも議会としてしっかりと検討を行い、議会として定数を削減することを決定した経緯について学ぶことができた。

全体を通して、この視察から、私は専門性を有した委員からなる調査会の設置の有効性やその報告を受けての議会としての対応の重要性を研修できたと感じた。

○小川委員

三重県議会では、平成26年に定数6減の条例が成立したものの、その後反対意見が相次ぎ、平成30年に定数削減の撤回案が可決されるなど、議員定数削減や区割りをめぐって議会内でこう着状態が続いたことから、今回の見直しでは第三者機関を設置して定数や選挙区の在り方についての調査報告を求め、第三者機関の報告をもとに議長案を作成し、定数3減、4つの選挙区で区割りの変更が行われた。

第三者機関の意見では、選挙区の議員は原則とし

て人口比例とすること、1人区が発生した場合、合区により回避するよう努めることなどが提言され、1人区は無投票となりやすく、民主的正統性制や多元的代表制が確保しづらいということが強調されている点が印象的である。

ちなみに、三重県議会は15選挙区中、1人区は1つだが、群馬県議会は18選挙区で1人区は7つあり、前回の選挙では1人区のうち4つが無投票であった。議会内部の検討では、それぞれの利害関係から定数や区割りの話が進みにくいのはそのとおりなので、群馬県議会でも将来の定数や区割りを検討するうえで第三者機関の設置は必要であると実感した。

◎滋賀県議会（滋賀県大津市）

滋賀県議会では、次期改選（令和5年4月）に向けて、令和3年7月に議員定数検討委員会を設置した。7回にわたり委員会を開催し、議員定数、選挙区、選挙区別定数について検討を重ね、令和3年12月、全体の議員定数については現在の44人を維持する一方、選挙区別では、守山市選挙区を現在の2から3に1人増やし、長浜市選挙区を現在の4から3に1人減らすとする内容の検討結果を議長に報告した。

令和4年2月、議員提案として、滋賀県議会議員の定数並びに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例案が提出され、可決・成立した。

については、本委員会において調査・研究している「定数や選挙区の在り方」について、滋賀県議会における状況（選挙区における選挙すべき議員数を変更した際の公職選挙法ただし書の適用に係る意見や考え方）とともに、地域間の均衡や各選挙区間における一票の格差は正の考え方等を調査した。

(1) 概要説明

ア 説明会場

滋賀県県庁本館 議会運営委員会室

イ 説明者及び出席者

滋賀県議会事務局次長、政策調査課長ほか

ウ 説明内容

資料により、下記について説明

・議会定数等の検討について



概要説明の様子

【主な質疑】

問：どのような観点から1人区をこれ以上増やさないとしたのか。

答：1人区であると、その1人が偏った意見をもっている場合、反対の意見が出ないという弊害がある。また、今回の場合、1票の格差が最小になることもあり、うまく調整できた。

問：選挙のたびに合区しているようだが、その都度、検討委員会を立ち上げているのか。

答：その都度、検討委員会を設置して、合区を検討した経緯がある。

問：今後の選挙区の見直しの動きはあるか。

答：平成27年の改選時に、かなり議論された。選挙区については、今後動きはないと考えている。

問：多様な意見を認めるという県民性などがあるのか。

答：滋賀県議会の伝統として、自由闊達^{かつたつ}な議論をする特徴があり、一般質問も会派別の制約なし、持ち時間30分計4回と定例会ごとに30人ほど4日間にわたり、10時から17時まで自由に議論される場という特徴がある。

問：県民性として多様性を取り入れる考え、1人区

を減らしたいという考え方があるということか。

答：滋賀県も保守層が強い県だったが、大阪、京都からの人口流入により、リベラルな考え方をする方も多くなっている。

問：1人区は無投票になりやすいという傾向はあるか。

答：2人区では無投票の選挙区はある。どちらかという、1人区は激戦、2人区が無投票の傾向となっている。

問：検討委員会の開催回数は予定どおりのものか。回数ごとに要点を簡単に説明願いたい。

答：1年間は周知期間をとる必要があるため、2月定例会議に上程する必要があった。検討会議の1回目で全体定数、2回目で選挙区割、3回目で選挙区別の定数の調整、会派間で調整していただき、標準的な回数であると考えている。

問：検討委員会の会派別人数など定義があるか。

答：特にない。従来どおり。

問：検討委員会の中で第三者委員会を設置しようとする意見はなかったか。

答：意見は出ていない。

問：議員1人当たりの面積に対しての議論はなされたか。

答：検討委員会において、面積も考慮すべきではないかという意見もあり、面積当たりの数など試算し、議論した結果、本来の法令どおりとする意見が大半を占め、人口に比例する方法とした。

問：滋賀県の地域性について、説明願いたい。

答：東部と西部に分けて議論することが多く、東部が発展してきた。西部は比叡おろし、雪も降る地域であり、人口減少が進んでいる。そのような地域の意見も中央につなげなければならないという意見がある。

※このほか、適宜各委員から質問を行った。

【所感・意見・感想など】

○相沢委員

滋賀県議会では定数および選挙区についての検討

委員会を設置して検討を進め、結果として選挙区の変更はないものの選挙区ごとの定数を見直すことになった。ただ単に人口割合から定数を導き出すことは人口が少ない地域の声を反映できにくくする一方、一票の格差を抑えていきたい、さらに1人区を増やしたくないとの複雑な状況を調整しながらの議論は相当な難儀であったと想像に難くないところである。

法律の本文どおりであると1人区が1増・1票の格差1.836を、法律ただし書きを適用させるなど検討結果として1人区の増減なし・1票の格差1.634に収めたことは大きな成果であったと推察される。

法律で規定されているものはあるものの、ただし書きを最大限活用するなど画一的にとられることなく、県民の声をどのようにしたらより反映していくことができるのかを第一義として検討していくことが重要であることを再認識できたことが大きな学びとなった。

○井田（泰）委員

滋賀県議会においては「議員定数等検討委員会」という名称からも分かる通り、定数について県民からの目を強く意識している。その姿勢は人口増加傾向だったにも関わらず全体数を増やさなかったことから伺える。この観点人口減少の群馬県においてはしっかりと心に留め置かなければいけない重要なポイントだと考える。つまり全体数を増やす議論は無いにせよ、例えば「〇増〇減」の「〇増」の部分については保留し定数自体を減らすことも視野に入れて議論することも考慮すべきであると考えます。

また、検討委員会の委員についても群馬県における交渉団体（所属議員が3人以上の党会派）からだけの選任ではなく、非交渉団体・会派に1人ずつ配分し、残余の委員数を所属議員数に応じて配分するという形をとっている。これは多様な意見を反映させるために非常に見習うべき在り方である。

今後、この視察を踏まえて検討していきたい。

第54回沖縄「群馬之塔」慰霊際

第54回沖縄「群馬之塔」慰霊祭が、11月16日（水）に沖縄県の平和祈念公園「群馬之塔」前で行われ、星名建市議長が出席しました。

慰霊祭は、昭和38年に「群馬之塔」が完成した後、昭和42年の第1回以来毎年開催されており、54回目にあたる今回は、遺族や市町村の代表者ら約30人が参列しました。

黙とうで始まり、群馬県遺族の会の清水会長の式辞に続いて、星名議長が慰霊の辞を捧げた後、参列者が本県出身者を慰霊するとともに、世界の恒久平和を祈念しました。

慰霊塔には、先の大戦で沖縄をはじめ南方諸地域で散華された犠牲者30,771柱がまつられています。



慰霊の辞を捧げる星名議長

議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～

若者の政治への関心を高める取組として、令和4年12月22日(休)に高崎経済大学において県議会議員が大学に出向いて学生と意見交換を行う「議員に密着ゼミナール～もっと知りたい政治のハナシ～」を開催しました。

同大学地域政策学部の授業「現代政治論」において、「群馬県の地域課題について」をテーマに、担当の増田正教授の司会により203人の学生と3人の議員が意見を交わしました。

会場では、学生から「コロナ対策給付金の支給対象や額はもっと細分化できなかったのか」という問いに対し、議員は「技術的には可能と認識しているが、マイナンバーカードが普及していないなどの課題がある中、スピードと低コストを優先した結果だと思う」などと答えました。



斉藤 優 議員



入内島道隆 議員



牛木 義 議員



意見交換の様子

群馬県議会議員名簿

令和5年1月1日現在

氏名	期	党(会)派	住所	生年月日	電話番号	郵便番号
中沢丈一	8	自由民主党	前橋市上佐鳥町685	昭23.10.20	027-265-1232	371-0816
久保田順一郎	6	自由民主党	邑楽郡大泉町中央3-11-24	昭27.8.22	0276-63-8386	370-0516
星野寛	6	自由民主党	利根郡片品村土出759-1	昭30.6.23	0278-56-2342	378-0412
狩野浩志	5	自由民主党	前橋市三俣町2-20-7	昭35.8.23	027-232-9635	371-0018
橋爪洋介	5	自由民主党	高崎市片岡町1-16-8	昭42.4.28	027-326-8866	370-0862
星名建市	4	自由民主党	渋川市金井424-1	昭31.11.12	0279-24-0067	377-0027
伊藤祐司	4	日本共産党	高崎市北新波町136-4	昭33.3.5	027-343-8067	370-0082
井田泉	4	自由民主党	佐波郡玉村町上新田1480	昭38.3.15	0270-65-8577	370-1133
水野俊雄	4	公明党	前橋市大友町3-12-33	昭47.3.2	027-226-4178	371-0847
後藤克己	4	リベラル群馬	高崎市八幡町800-24	昭48.6.21	027-343-1393	370-0884
中島篤	4	自由民主党	高崎市浜川町2266	昭29.10.29	027-395-0818	370-0081
萩原渉	4	自由民主党	吾妻郡草津町草津464-887	昭28.10.20	0279-88-5977	377-1711
あべともよ	4	令明	太田市東今泉町341-1	昭46.10.23	0276-22-1181	373-0021
岸善一郎	3	自由民主党	高崎市中里町16-1	昭25.3.14	027-372-0488	370-3532
井下泰伸	3	自由民主党	伊勢崎市本町16-11	昭38.10.23	0270-50-0177	372-0047
酒井宏明	3	日本共産党	前橋市上新田町676-1 ルミエール105	昭40.10.3	027-254-0476	371-0821
金井康夫	3	自由民主党	沼田市東倉内町771	昭44.2.16	0278-22-2771	378-0043
金子渡	3	令明	渋川市石原1498-26	昭45.10.12	0279-25-3050	377-0007
安孫子哲	3	自由民主党	前橋市城東町2-3-14	昭46.4.24	027-237-0815	371-0016
薬丸潔	3	公明党	太田市浜町21-32	昭53.7.16	0276-47-0470	373-0853
小川晶	3	リベラル群馬	前橋市古市町1-43-7	昭57.12.21	027-255-7700	371-0844
伊藤清	2	自由民主党	安中市原市4-4-28 アヴェニュー南1F西号室	昭29.1.6	027-388-0607	379-0133
大和勲	2	自由民主党	伊勢崎市山王町1163-2	昭39.10.12	0270-22-4599	372-0831
川野辺達也	2	自由民主党	邑楽郡板倉町岩田1626-1	昭40.9.3	0276-82-4670	374-0133
本郷高明	2	リベラル群馬	前橋市東善町347-3	昭46.6.28	027-266-1919	379-2132
穂積昌信	2	自由民主党	太田市龍舞町2235-2	昭49.9.18	0276-60-2220	373-0806
井田泰彦	2	令明	桐生市新里町新川1181-4	昭53.2.9	080-4353-1428	376-0121
加賀谷富士子	2	リベラル群馬	伊勢崎市太田町564-1	昭53.4.20	0270-22-2451	372-0006
泉沢信哉	2	自由民主党	館林市若宮町2451-3	昭33.12.20	0276-72-5071	374-0007
今泉健司	2	自由民主党	みどり市笠懸町阿左美2887-82	昭52.7.8	0277-76-9499	379-2311
松本基志	1	自由民主党	高崎市八千代町1-17-8	昭34.7.24	027-325-1727	370-0861
斉藤優	1	自由民主党	伊勢崎市境291	昭34.11.14	0270-74-0336	370-0124
大林裕子	1	自由民主党	北群馬郡吉岡町小倉甲91	昭35.2.18	0279-54-3745	370-3607
森昌彦	1	自由民主党	邑楽郡大泉町坂田4-22-1	昭36.4.26	0276-63-2332	370-0532
入内島道隆	1	如水会	吾妻郡中之条町四万3838	昭38.2.6	0279-64-2001	377-0601
矢野英司	1	新時代	富岡市富岡736-4	昭42.10.28	0274-64-9081	370-2316
高井俊一郎	1	自由民主党	高崎市山名町1510-1	昭50.11.5	027-346-1736	370-1213
相沢崇文	1	自由民主党	桐生市相生町2-334-2	昭51.2.25	0277-32-3494	376-0011
神田和生	1	自由民主党	藤岡市上戸塚108-37	昭51.10.13	0274-23-5757	375-0013
金沢充隆	1	令明	藤岡市藤岡619-13 つるやビル2階	昭52.7.10	0274-50-8573	375-0044
亀山貴史	1	自由民主党	桐生市菱町4-2251	昭52.7.19	0277-44-3230	376-0001
秋山健太郎	1	自由民主党	太田市西本町6-6	昭52.10.11	0276-22-3195	373-0033
牛木義	1	自由民主党	甘楽郡甘楽町上野157-1	昭61.8.5	0274-75-4142	370-2201
追川徳信	1	友信会	高崎市倉渕町三ノ倉1746-1	昭34.5.29	027-378-2463	370-3402
鈴木敦子	1	リベラル群馬	高崎市倉賀野町1592-2	昭56.2.15	027-335-6485	370-1201

注1 定数50人(現員45人)の各党(会)派別内訳集計(在職年数・年齢順)

2 自由民主党29人、リベラル群馬5人、令明4人、公明党2人、日本共産党2人、新時代1人、如水会1人、友信会1人

3 八木田恭之議員は、令和4年12月28日付辞職

群馬県議会時報 第73巻 令和4年第3回後期定例会

令和5年2月15日発行

発行 群馬県議会事務局
前橋市大手町1丁目1-1
TEL 027 (223) 1111

編集 群馬県議会事務局政策広報課
印刷 朝日印刷工業株式会社